

平成 21 年 6 月 30 日  
入札監理小委員会  
審議用資料

農業物価統計調査  
民間競争入札実施要項（案）

## 農業物価統計調査における 民間競争入札実施要項（案）

### 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不斷の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農業物価統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 2 農業物価統計調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

#### (1) 農業物価統計調査の概要等

農業物価統計調査は、農産物生産者価格調査と農業生産資材価格調査からなり、農業における投入・产出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としている。

なお、従来、調査は農林水産省地方統計組織を通じ、国が非常勤一般職国家公務員として任命した調査員が調査票を用い、農産物出荷団体等、生産資材を販売する小売店等の調査客体に対して面接又は電話による方法（ただし、調査客体が特に希望する場合には調査票を配付しファクシミリ装置（FAX）等を使った自計調査による方法）により実施している（別紙4）。

#### ア 調査の対象

##### (7) 農産物生産者価格調査

調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）。

なお、調査品目、調査都道府県及び調査市町村は以下により選定する。

- ① 調査品目については、農家が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目（「指標採用品目」）及び行政施策上重要な品目等（「価格調査品目」）を選定（別紙7）。

また、調査品目については、農産物価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度、調査品目を見直す基準改定を行っており、次期（平

成22年)基準改定に向けて新たに指数に採用見込みのある品目について、平成2年調査から調査品目を数品目程度、見直しをする予定である(前回(平成17年基準改定時)は3品目)。

- ② 調査都道府県については、当該調査品目の出荷量が多い都道府県から順次加算し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの都道府県を選定。
- ③ 調査市町村については、調査品目別の調査都道府県ごとに、当該品目の出荷量が多い市町村から順次加算し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村の中から、出荷量が多い市町村について6市町村を限度として選定。

#### (イ) 農業生産資材価格調査

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力をもち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを選定。

なお、調査品目は、農家が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目(「指数採用品目」)及び行政施策上重要な品目等(「価格調査品目」)を選定(別紙7)。

また、調査品目については、農業生産資材価格の変動を的確に反映させるため、5年に1度、調査品目を見直す基準改定を行っており、次期(平成22年)基準改定に向けて新たに指数に採用見込みのある品目について、平成22年調査から調査品目を数品目程度、見直しをする予定である(前回(平成17年基準改定時)は6品目)。

### イ 調査の規模

それぞれの調査の調査客体数は以下のとおりである。

#### (ア) 農産物生産者価格調査

##### ① 一般農産物生産者価格調査

約1,500客体

##### ② 野菜生産者価格調査

約850客体

#### (イ) 農業生産資材価格調査

約1,300客体

なお、都道府県別の調査客体数は「農業物価統計調査都道府県別調査客体数」(別紙6)のとおり。

### ウ 調査時期

品目別の調査月については、農産物生産者価格調査は別紙8、農業生産資材価格調査は毎月(ただし、別紙9の品目についてはその定める期間)とする。

また、調査日については、各調査ごとに以下のとおりとするが、特別な事情(調査日に調査品目の取り扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など)で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とする。

(7) 農産物生産者価格調査

① 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

調査の期日：原則毎月15日現在

② 野菜生産者価格調査

調査の期日：原則毎月5日及び15日現在（月2回調査）

(i) 農業生産資材価格調査

調査の期日：原則毎月15日現在

工 調査事項

(7) 農産物生産者価格調査

農産物生産者価格（農家が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格）

(i) 農業生産資材価格調査

農業生産資材価格（農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格）

オ 従来の調査の流れ

(7) 調査客体の選定及び調査内容の説明

調査客体は継続を原則とするが、既存調査客体で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、農産物生産者価格調査にあっては地方農政局統計・情報センター、地方農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計・情報センター及び沖縄総合事務局農林水産センター（以下「センター」という。）、農業生産資材価格調査にあっては地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産部統計調査課及び地方農政局統計部（以下「農政事務所等」という。）において選定し、選定した調査客体に協力依頼のうえ確定している。

新規調査客体に対しては、センター職員が調査の趣旨、調査内容、調査の実施に当たって留意すべき事項（調査上の定義、調査銘柄、調査から除外する経費等）について説明している。

なお、前年からの継続客体に対しては、翌年の調査への協力依頼をしている。

また、すべての調査客体に対して調査開始前に調査品目及び調査月について確認をしている。

(i) 調査員の確保・指導及び調査票の配付

① 調査員が調査客体に対し面接又は電話により聞き取る方法（以下「他計調査」という。）で行う場合、センター職員は調査員を確保し、必要な指導を行い、調査員に対して調査票を配付している。

② ファクシミリ装置（FAX）等を使った自計調査による方法（以下「自計調査」という。）で行う調査客体に対して、センター職員が調査票を配付している。

(ii) 調査票の作成・回収・督促及び調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応

① 他計調査では調査員が調査客体に対し面接又は電話により聞き取り、調査票を作成（記入）している。

また、調査員は調査客体から価格の変動要因を協力が得られる範囲で聞き取り

をしメモを作成している。

自計調査では調査客体が調査票を作成（記入）している。

- ② 他計調査では調査員から郵送により調査票等を、自計調査では調査客体から FAX 等により調査票をセンターが回収している。

なお、センターは調査票の回収状況及び調査品目・調査月について確認し必要に応じそれぞれに督促を行っている。

- ③ 調査客体からの調査内容等に関する照会に対して、センター職員又は調査員が適宜回答している。

(I) 調査票の審査及び疑義照会

- ① センターは毎月、回収した調査票について次の事項に留意し審査を行い、疑義があった場合は調査員又は調査客体に照会し、必要に応じて調査票を修正している。

- ・ 調査品目及び調査月に誤りがないかについての確認
- ・ 調査品目別に前年及び前月価格との検討（主に農産物生産者価格については農畜産物市場等の価格動向や作柄や生産量との整合性、農業生産資材価格については原油価格や穀物相場などの整合性等）
- ・ 価格が定義どおりとなっているか（農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格、又は、奨励補助金等を含んだ価格。）等

- ② センターは12月分調査結果の報告後、(オ)①により毎月報告した月別の調査結果について次の事項に留意し再度審査・検討し、必要に応じて調査客体に照会を行い報告値を修正し確定価格結果を作成している。

- ・ 調査品目別に前年価格との検討（主に農産物生産者価格については農畜産物市場等の価格動向や作柄や生産量との整合性、農業生産資材価格については原油価格や穀物相場などの整合性等）
- ・ 調査時点において概算価格等となっている品目の検討

(オ) 調査票の報告

- ① センターは毎月、審査が終了した調査票を農林水産統計システム（以下「システム」という。）に入力し、農政事務所等にオンライン報告をしている。

価格の変動要因について、調査員が聞き取りしたメモ及び情報収集等により価格変動要因等整理表（別紙11）を取りまとめ、農政事務所等に提出している。

また、調査の開始月において、調査客体又は細部銘柄に変更があった場合は、当月の価格に加えて直近の調査期間最終月の価格を把握し、価格変動要因等整理表に整理している。

農政事務所等は、管内センターからの報告を集計・審査・検証し、都道府県別結果を農林水産省本省（以下「本省」という。）へオンライン報告している。

また、管内センターから提出のあった価格変動要因等整理表を取りまとめ、本省へ提出している。

- ② センターは、(I)②により修正し確定した結果について、システムに入力し、農政事務所等にオンライン報告をしている。

農政事務所等は、管内センターからの報告を集計・審査・検証し、都道府県別

確定価格結果を本省へオンライン報告している。

また、年間の価格変動要因等整理表を取りまとめ、本省へ提出している。

(カ) 調査票の集計、公表

本省は、(オ)①②により農政事務所等から報告された都道府県別結果及び本省収集品目データを集計・審査し、疑義がある場合には農政事務所等に対し疑義照会を行い、必要に応じて修正している。審査が終了した都道府県別結果等を集計し、農業物価指数を作成し、月次指數は調査月の翌月月末、年次指數(確定)は年1回公表している。

(キ) 調査客体への謝金支給

農政事務所等は、調査終了後、調査客体に謝金を支給(事前に把握した口座に振り込み)している。

(2) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、農業物価統計調査における実査準備(調査関係用品の印刷等)、調査票の配付・回収、記入、督促、照会対応、調査票の審査、調査票データの電子化・集計(都道府県別集計)、調査客体への謝礼支給である(別紙5)。

ア 業務期間

平成21年11月1日から平成24年3月末日まで(平成22年1月調査から平成23年12月調査)とする。

イ 農林水産省からの貸与物件(提供時期)

(ア) 調査関係用品の印刷原稿(契約後)(「調査客体配付用品一覧」(別紙10)参照。)  
調査関係用品の見本については入札説明会において提示する。

(イ) 調査対象一覧表及び調査品目一覧表(変更があった場合にはその都度送付)(契約後)

(ウ) 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している登録調査員の氏名、住所、電話番号等の情報を記載したもの。民間事業者が調査を実施するために農林水産省に登録調査員の紹介を求めた場合、農林水産省から登録調査員に対し、民間事業者への情報提供の可否を確認するとともに同意が得られた登録調査員の名簿を整理したうえで貸与する。

(エ) 照会対応事例集(契約後)

(オ) 審査・集計・検討事項一覧表(入札説明会)

(カ) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書(契約後)

(キ) トーケン(認証用機器)(契約後)

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワードを得るために用いるキーholdder大のパスワード表示端末

(ク) 前年調査結果(契約後)

回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの

(ケ) 農業物価統計調査 都道府県別集計プログラム(契約後)

都道府県別集計プログラムは、MicrosoftExcel2003以上で動作するマクロである。

(コ) 農業物価統計調査オンライン調査システム操作ガイド(契約後)

ウ 業務内容

(ア) 本業務の工程

本業務は次の各工程からなる。

- ① 実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確認、調査員の確保・指導）
- ② 実査（調査関係用品の配付・調査票の作成、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）
- ③ 審査（調査票審査、調査客体への疑義照会）
- ④ 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成
- ⑤ 調査客体への謝礼支給

業務実施上の注意

- ・ 本業務の実施に当たり、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。
- ・ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールを策定し、農林水産省と調整すること。
- ・ 事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めるここと。
- ・ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては業務開始前までに農林水産省の了解を得ること。
- ・ 平成22年1月調査から新たにオンライン調査を導入することから、オンライン調査に対応したシステム環境を準備するとともに、オンライン調査への協力依頼、調査客体からの問い合わせに対する業務等を行うこと。

(イ) 調査関係用品の印刷（11月～12月）

- ① 本業務の実施に当たり、調査客体に配付する調査関係用品を農林水産省が貸与した見本を基に作成・印刷すること。
- ② 各調査関係用品の印刷部数は、農林水産省が提示する調査客体数等を基数とすること（「調査客体配付用品一覧」（別紙10）の積算内訳を参考にすること）。
- ③ 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した印刷仕様（紙質、色など）を使用すること。
- ④ 各調査関係用品の印刷の留意点
  - ・ 調査票、調査票の記入の仕方及び調査のあらまし農林水産省が提示する原稿を基に作成すること。
  - ・ 送付用・返信用封筒  
印刷原稿を作成すること。

#### (ウ) 調査客体への協力依頼・確認、調査員の確保・指導

毎年11月～12月に調査客体に対し、翌年の調査の協力依頼及び調査の方法（面接又は電話による他計調査もしくは自計調査）について確認を行うとともに、調査関係用品の配付の方法、頻度及び調査票の回収方法についても調査客体に確認する。この際、他計調査で実施する場合には、速やかに調査員を確保し、必要な教育（研修）等を実施する。また、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査について協力を求めるることとし、協力していただける調査客体があった場合は農林水産省に連絡する（農林水産省はシステム設定作業の一部を行う。なお、オンライン調査への変更は、年途中からでも可能である。）（別紙17）。

なお、調査客体については継続して調査することを原則としているので、前年に引き続き調査に協力していただけるようにお願いする。

やむを得ず調査の継続が困難となった場合には、次のとおりとする。

- ① 民間事業者は、調査客体名と継続が困難となった理由を農林水産省に連絡する。
- ② 農林水産省は、代替の調査客体の選定を行う。
- ③ 民間事業者は、代替の調査客体に対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し調査客体を確定するとともに、農林水産省にその結果を連絡する。

また、調査開始前に、農林水産省から契約後に貸与される「調査対象一覧表」及び「調査品目一覧表」を基に、すべての調査客体に対して調査品目及び調査月について確認する。

#### (イ) 調査関係用品の配付・調査票の作成

- ① 調査客体が自計調査を選択した場合は、調査客体毎に調査月毎の該当調査品目を記入した調査票を配付する。

調査客体が他計調査を選択した場合は、調査員が調査事項について聞き取り、調査員が調査票に記入する。

調査客体がオンライン調査を選択した場合は、②によりID、パスワードを設定のうえ、農業物価統計調査オンライン調査システム操作ガイドに添付し配付するものとする。

調査関係用品の配付の方法、頻度については、従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書に具体的に内容を書き込むこと。

- ② オンライン調査システムの調査回答者情報等登録作業(年12回)

オンライン調査を選択した調査客体について、毎月5日までにオンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行う（別紙18参照）。

作業手順については、「政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書」を参照すること。

なお、作業場所については民間事業者で用意することとし、システム環境についても、ソフトウェアはWindows Vista(SP1)、WindowsXP(SP2)、Windows2000(SP4)、Internet Explorer7、Internet Explorer6、Adobe Reader 7.0.9以上を、ネットワークはADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備すること。

ただし、情報セキュリティ管理の観点から作業場所については、セキュリティ対策を講じるものとする。

(才) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応（随時）

- ① 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。
- ② 調査全体及び調査項目に関する問い合わせの対応については、農林水産省が契約後貸与する照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、事業開始までに農林水産省の了解を得ること。

また、オンライン調査システムに関する問い合わせの対応については、農林水産省が契約後に貸与する農業物価統計調査オンライン調査システム操作ガイドを基に行うこととし、併せて調査客体から設定等の対応依頼があった場合の体制を整えるものとする。

- ③ 問い合わせ、苦情等対応業務を行う者に対しては、調査客体への協力依頼までに本業務の内容を充分理解させる。

(カ) 調査票の回収・督促

- ① 調査票の回収方法は、従来の方法及びオンライン調査システムによる以外は民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

なお、調査票を郵送で回収する場合は信書便を利用するものとする。

オンライン調査システムによる場合は、「政府統計共同利用システムオンライン調査システム」上において、回答データ取得の作業を行う（別紙18参照）。作業の手順については、「政府統計共同利用システム オンライン調査利用手順書」を参照するものとする。

- ② ①により回収した調査票について、調査月ごとの調査客体別の調査品目及び調査品目数に誤りがないか確認・整理する（別紙14参照）。

なお、その確認・整理の方法及び提出様式は、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

- ③ 指定した期日までに調査票が提出されない調査客体等に対してそれぞれ督促を行う。

- ④ 回収した調査票の内容が「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合や、調査客体から「調査日に調査品目の取扱いがない」との連絡を受けた場合は、調査客体に調査可能日（土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日）を聞き取り、当該日に再度調査すること。

- ⑤ 年途中で調査客体が休業又は廃業及び調査品目の取扱いを中止するなどの情報を得た場合は、速やかに農林水産省に連絡し指示を受けること。

なお、年途中で調査客体が脱落した場合は、農林水産省で代替の選定を行うので、民間事業者はウ(ウ)③により代替の調査客体を確定する。

(キ) 調査票の審査、調査客体への疑義照会

- 毎月の審査は、提出された調査票の内容について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき価格の妥当性等の審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

(ク) 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成

① 毎月、ウ(キ)により審査を終了した調査票について、都道府県別に農林水産省が別途提示するファイルフォーマットに基づき電子化し、電子化したデータを農林水産省が貸与する農業物価統計調査 都道府県別集計プログラムを使用して集計し「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成する（なお、ファイルフォーマットについては入札説明会において提示する。）。

ただし、調査客体の都合により調査日が属する月の末日までに提出ができなくなった場合には、農林水産省へ連絡し指示を受けること。

また、作成した都道府県別結果表について農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき、品目別の価格の変動要因等の検討を行い「価格変動要因等整理表」を作成する。なお、調査客体又は細部銘柄に変更があった場合、調査の開始月においては当月の価格に加えて直近の調査期間最終月の価格を、調査期間中の変更においては当月の価格に加えて前月の価格の把握を行い価格変動要因等整理表に整理する。

なお、価格変動要因等整理表の作成方法は従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

② 12月分の納入後、①により作成した都道府県別結果表について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき、品目別の価格の妥当性等を審査するとともに変動要因等を検討し、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、都道府県別結果表を修正する。また、修正した都道府県別結果表を基に「都道府県別確定価格結果表」の電子ファイルを作成する。

また、検討した品目別の価格の変動要因等を「年間の価格変動要因等整理表」に整理する。

③ 都道府県別結果表の作成・検討に当たっての留意点

- ・ 前年結果との検討は、22年については農林水産省が貸与する21年調査結果を用いて行う。
- ・ 都道府県別結果表について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合には、その要因を調査し、データの修正を行う。
- ・ 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合は、その要因を調査し、修正が必要となった場合にはデータの修正を行う。
- ・ 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容について確認を求めた場合は応じること。

(ケ) 調査客体への謝礼支給

調査を実施した調査客体に対し、1年間の調査終了後、謝礼として平成20年度に国が調査客体に支払った金額（調査票を回収した月数に応じ、一般農産物生産者価格調査は最大年間3,600円、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は最大年間4,300円（ただし、(1)ウ(ア)①、②及び(イ)の調査をすべて行った調査客体については、最大年間12,200円。）の謝金の支払い又は謝金相当の報奨品の支給を行うこと。年間の謝金支払額（支払件数）、報奨品支給額（支給件数）及び受領辞退

客体数について、8(1)ア(オ)の事業報告書に記載すること。

なお、調査客体に対する謝礼支給の方法は、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

## エ 情報セキュリティ管理

- ・ 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルについては5(2)イの提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること（特に、前年・当年調査票、調査対象一覧表及び調査品目一覧表、登録調査員名簿、調査票データについては細心の注意を払うこと。）。
- ・ 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体類は契約終了時までに粉碎等により廃棄すること。
- ・ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

## オ 納入物件（納入媒体・納入期限）

- ・ 都道府県別結果表（電子媒体・調査日が属する月の末日）
- ・ 価格変動要因等整理表（同上）
- ・ 調査票（紙媒体及び電子媒体・調査年の翌年2月28日）
- ・ 都道府県別確定価格結果表（電子媒体・調査年の翌年2月28日）
- ・ 年間の価格変動要因等整理表（同上）

また、農林水産省の執務用・保存用として、調査客体配付用品一覧（別紙10）に掲げる印刷物一式の紙媒体を5セット、印刷終了時に納入する。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。以下同じ。

### (3) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は(2)ウに示した本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は「農林水産省農業物価統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び農林水産省の受託事業である旨は、調査客体へ配付する「調査のあらまし」に明記する。

また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先、FAX番号を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置するものとする。

担当者は業務履行時間内（平日の9:00～18:00）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 調査の実施に当たり、民間事業者が農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省は登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員の名簿を整理したうえで、(2)イ(ウ)に示す登録調査員名簿を民間事業者に貸与する。

なお、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

#### (4) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととする。

ア 本業務の実施に当たり、(2)ウ(ア)に示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、(2)ウ(オ)②により民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査客体については継続して調査することを原則としている。

したがって、調査客体の代替を必要最小限とし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100%を維持すること。

エ 報告期日までに報告するとともに、調査票の審査、調査結果表の検討については集計した結果について農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討事項すべてについて行うこと。

#### (5) 契約金の支払いについて

契約金の支払いについては、落札者が決定後、落札者と農林水産省が協議を行い当該年度の予算の範囲内で支払金額及び支払時期・回数を決定する。

なお、支払いに当たり民間事業者は、8(1)アに示す報告及び2(2)オに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出する。

農林水産省は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

### 3 農業物価統計調査の契約期間

契約期間は、平成21年11月から平成24年3月末日までとする。

### 4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること（なお、未成年者、又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

## 5 民間競争入札に参加する者の募集

### (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成21年7月下旬頃
イ 入札説明会	平成21年8月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成21年9月上旬頃
エ 入札書類提出期限	平成21年9月中旬頃
オ 入札書類の評価	平成21年10月上旬頃
カ 開札	平成21年10月中旬頃
キ 契約の締結	平成21年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	平成21年11月上旬から

なお、正式なスケジュールについては、支出負担行為担当官による入札公告において確認すること。

### (2) 入札実施手続

#### ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び「評価項目一覧」（別紙1）の提案書項目欄に該当する提案書の項目番号を記載したものを作成することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

## ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6に示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 本業務実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 本業務従事予定者の研修
- (エ) セキュリティ対策
- (オ) 組織の専門性
- (カ) 調査関係用品の印刷・配付、調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給
- (キ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応
- (ク) 調査票の回収・督促
- (ケ) 調査票の審査
- (コ) 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫により設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

## 6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

### (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定（詳細は「評価項目一覧」（別紙1）参照）

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点項目として評価する）について行うものとする。

#### ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、次の1から3の必須項目（最低限の要求項目）を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

#### 1 実施計画

##### 1. 1 本業務実施計画

- ・ 本業務実施計画（スケジュール）は、2(2)、(3)及び(4)により農林水産省の示す要件が満たされているか。

#### 2 実施体制

##### 2. 1 実施体制・設備・環境

- ・ 本業務を遂行可能な体制が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。
- ・ 調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時

において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか（別紙2参照）。

- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか。
- ・ 本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか。

## 2. 2 本業務従事予定者の研修

- ・ 教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（農業物価統計調査について、秘密の保護についてなど）。

## 2. 3 セキュリティ対策

- ・ 農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか（「2(2) 工情報セキュリティ管理」参照）。

# 3 個別業務の実施方法

## 3. 1 調査関係用品の印刷・配付、調査の協力依頼・確認及び調査客体への謝礼支給

- ・ 印刷・配付、調査客体への調査の協力依頼、謝礼支給についての手順が具体的に示されているか。

## 3. 2 問い合わせ・苦情等対応

- ・ 問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか。

## 3. 3 調査票の回収・督促

- ・ 調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか。

## 3. 4 調査票の審査

- ・ 調査票の審査についての手順が具体的に示されているか。

## 3. 5 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告

- ・ 調査票の電子化・都道府県別結果表（集計含む）及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか。

## イ 加点項目審査

上記アで合格になった入札参加者に対して、次の1から3の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

## 1 実施計画

### 1. 1 本業務実施計画

- ・ 業務手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。[加重 3]

## 2 実施体制

### 2. 1 実施体制・設備・環境

- ・ 統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか（各工程において適正に責任者を配置しているか）。[加重 3]
- ・ 農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。[加重 2]

### 2. 2 本業務従事予定者の研修

- ・ 研修の計画に工夫がみられるか（方法、研修時間など）。[加重 2]
- ・ 統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫があるか。[加重 2]

### 2. 3 セキュリティ対策

- ・ プライバシーマークの認証を受けているか。[加重 1]  
実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。  
この項目の得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない 0 点 認証を受けている 3 点

- ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか。[加重 2]

実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。

この項目の得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない 0 点 認証を受けている 6 点

- ・ 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。[加重 1]

### 2. 4 組織の専門性

- ・ 業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格及び農業生産資材の価格等の知見を有しているか。[加重 4]
- ・ 電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することとなっているか。[加重 1]
- ・ 類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関

する専門知識、ノウハウ等があるか。[加重 2]

- ・ ISO9001の認証を受けているか。[加重 1]

実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。

この項目の得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない 0点 認証を受けている 3点

### 3 個別業務の実施方法

#### 3. 1 調査関係用品の印刷・配付、調査の協力依頼・確認及び調査客体への謝礼支給

- ・ 配付の方法、頻度について、業務を円滑に行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 1]
- ・ 調査客体の継続的な調査協力を得るための工夫が見られるか。[加重 3]
- ・ 調査客体への謝金支払、報奨品支給を行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 1]

#### 3. 2 問い合わせ・苦情等対応

- ・ 調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか。[加重 3]

#### 3. 3 調査票の回収・督促

- ・ 調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 4]
- ・ 回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫による設定がされているか。[加重 3]

#### 3. 4 調査票の審査

- ・ 調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか（回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫がされているか）。[加重 3]

#### 3. 5 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告

- ・ 都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか。[加重 3]
- ・ 価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 3]
- ・ 農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。[加重 2]

## (2) 落札方式及び得点配分

### ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 「評価項目一覧」(別紙1)に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべ

て満たしていること。

イ 総合評価点の計算

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}}$$

技術点 = 基礎点 + 加点 (※ 1)

価格点 = 価格点の配分 (※ 2) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※ 1 : 評価項目の得点は基礎点と加点の2種類に分かれており、その合計により評価項目ごとの得点が決定される（得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照）。

※ 2 : 技術点の配点と価格点の配点はウのとおりとする。

ウ 得点配分

次のとおりとする。

なお、技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を93点、実施体制、実績を評価する項目の配分を107点とする。

技術点（必須項目：基礎点）	50点
技術点（任意項目：加点）	150点
価格点	100点

(3) 評価の手続き

ア 技術点の算出

基礎点は、「評価項目一覧」に記載される「項番1～3」のうち必須とされた項目（最低限の要求要件）についてすべて満たす場合は50点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし不合格とする。

また、複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

イ 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点（数値の最も高い者が明らかになる位まで）を算出する。

なお、価格点の算出に当たっては、小数点以下の端数を切り捨てることなく得られた値とする。

- ① 「(3)ア 技術点の算出」により与えられる技術点
- ② 「(2)イ 総合評価点の計算」に記した式により算出した価格点

(4) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(5) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙13のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 2(4)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(キ)について、農林水産省に報告する。

- (ア) 調査不能状況（その都度）（別紙12）
- (イ) 問い合わせ・苦情等対応状況（調査日が属する月の末日）（別紙13）
- (ウ) 督促状況（同上）（別紙15）
- (エ) 疑義照会状況（同上）（別紙16）
- (オ) 調査品目及び調査品目数の確認の状況（同上）
- (カ) 勤務体制（同上）
  - ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - ・ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
  - ・ 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告
  - ・ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(キ) 事業報告書

平成22年調査：平成23年2月末日

平成23年調査：平成24年2月末日

なお、各別紙に示した報告の内容及び様式については、民間事業者が変更の提案を行うことができる。

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するもの

とする。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話

農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、農林水産省に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確實に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(2)ウ(ケ)の調査客体への謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に

関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

- (イ) 民間事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(4)秘密の保持」及び本項（「(5)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 上記(イ)から(イ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

## 9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自らの賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することが

できる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(2)オ 納品物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

## 10 法第7条8項に規定する評価に関する事項

### (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、毎年12月末日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

農林水産省は、8(1)の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

- ア 8(1)ア(ア)～(カ)に掲げる項目
- イ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聞くものとする。

## 11 その他の実施に関する必要事項

### (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 8(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は8(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、8(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科することとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。



- 別紙1 評価項目一覧
- 別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示（案）
- 別紙3 農林水産省の組織図
- 別紙4 農業物価統計調査の流れ図（従来の実施方法）
- 別紙5 農業物価統計調査の流れ図（平成22・23年の実施方法）
- 別紙6 農業物価統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数
- 別紙7 農業物価統計調査の調査品目等一覧表
- 別紙8 農産物の品目別調査都道府県及び調査月
- 別紙9 農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月
- 別紙10 調査客体配付用品一覧
- 別紙11 価格変動要因等整理表
- 別紙12 調査不能状況
- 別紙13 問い合わせ・苦情等対応状況
- 別紙14 調査票提出枚数等確認票
- 別紙15 督促状況
- 別紙16 疑義照会状況
- 別紙17 農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ
- 別紙18 農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業  
及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

## 評価項目一覧

提案書の目次				評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項番号
大項目	中項目	小項目	細項目			必須 (基礎点)	加点	加重	
<b>1 実施計画</b>									
1.1	本業務実施計画		・本業務実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	7	-	-		
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3		
<b>2 実施体制</b>									
2.1	実施体制・設備・環境		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	3	-	-		
			・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか		3	-	-		
			・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか		3	-	-		
			・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-		
			・本業務を実施する場所、設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか		3	-	-		
			・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか(各工程において適正に責任者を配置しているか)	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3		
			・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		-	6	2		
2.2	本業務従事予定者の研修		・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(農業物価統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-		
		☆	・研修の計画に工夫がみられるか(方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2		
		☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか	研修計画	-	6	2		
2.3	セキュリティ対策		・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	-	-		
			・プライバシーマークの認証を受けているか(注1)		-	3	1		
			・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注2)	万全なセキュリティ	-	6	2		
			・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1		
2.4	組織の専門性		・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格及び農業生産資材の価格等の知見を有しているか	専門性	-	12	4		
			・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することとなっているか	処理能力	-	3	1		
			・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	6	2		
			・ISO9001の認証を受けているか(注1)	資格	-	3	1		
<b>3 個別業務の実施方法</b>									
3.1	調査関係用品の印刷・配付、調査の協力依頼・確認及び調査客体への謝礼支給		・印刷・配付、調査客体への協力依頼、謝礼支給についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	5	-	-		
		☆	・配付の方法、頻度について、業務を円滑に行うための創意工夫による設定がされているか	調査関係用品の配付、調査への協力依頼、謝礼支給業務の質	-	3	1		
		☆	・調査客体の継続的な調査協力を得るための工夫が見られるか		-	9	3		
		☆	・調査客体への謝金支払、報奨品支給を行うための創意工夫による設定がされているか		-	3	1		
3.2	問い合わせ・苦情等対応		・問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-		
		☆	・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応の工夫	-	9	3		
3.3	調査票の回収・督促		・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-		
		☆	・調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための創意工夫による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4		
		☆	・回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫による設定がされているか		-	9	3		
3.4	調査票の審査		・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
		☆	・調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか(回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確實に行う工夫がされているか)	調査票審査業務の質	-	9	3		
3.5	調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告		・調査票の電子化・都道府県別結果表(集計含む)及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-		
		☆	・都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか	効率化	-	9	3		
		☆	・価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための創意工夫による設定がされているか		-	9	3		
			・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか		-	6	2		
								50	150

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目

93 93

実施体制、実績を評価する項目 107 50 57

技術点合計 200 50 150

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で0~3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う

注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う

## 従来の実施状況に関する情報の開示（案）

別紙 2

## 1 従来の実施に要した経費 (単位：千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	206,003	190,395	190,522
	非常勤職員	2,476	9,789	9,789
物件費		117,552	72,786	76,536
委託費（調査協力謝金）		11,251	12,080	12,080
計(a)		337,282	285,050	288,927
参考値 ～b～	減価償却費	894	870	995
	退職給付費用	49,279	32,644	32,471
	間接部門費	60,932	37,645	38,944
	(a) + (b)	448,387	356,209	361,337

## (注記事項)

1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。
2. 経費のうち、人件費については、委託範囲に該当する全国の農政事務所（局含む。）及び統計・情報センターの数値を集計したものである。
3. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。

## (1) 人件費

人件費の内訳は、基本給、諸手当、社会保険料等である。

## ア 常勤職員

平成18年度は平成18年1～12月、平成19年度は平成19年1～12月、平成20年度は平成20年1～12月の数値を集計したもの。

## (ア) 統計・情報センタ一分

① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。

② 各統計・情報センターの人件費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。

③ 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数に1客体当たりの人件費を乗じ、階層別の人件費を推計。さらに、人件費を合計し、本調査における全国の人件費を算出。

## (イ) 農政事務所等分

① 全国の農政事務所（局含む。）から5か所を無作為に選定。

② 各農政事務所の人件費を合計した値を、選定した農政事務所の客体数で除し、1客体当たりの人件費を算出。

③ 全国の客体数に1客体当たりの人件費を乗じ、本調査における全国の人件費を算出。

上記(ア)及び(イ)で算出した人件費を合計し、当該調査の常勤職員の人件費を算出。

## イ 非常勤職員

当該調査の統計調査員手当の実績額から計上。

## (参考)

- ・ 非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。

固定額（調査の準備等に対する報酬）+変動額（1客体当たり単価×受持客体数）

### 手当単価

1人当たり固定額：1,300円、変動額（1客体当たり単価）：500円  
(平成18年度)

全国の農業物価統計調査員数：約270人

調査員調査対象客体数：約4,250客体

(延べ客体数(平成19年1月から19年3月までの各月において実際に調査員が調査した客体数の合計))

・固定額：1,300円×270人＝351,000円

・変動額：500円×4,250客体＝2,125,000円

(平成19年度)

全国の農業物価統計調査員数：約233人

調査員調査対象客体数：約18,973客体

(延べ客体数(平成19年4月から20年3月までの各月において実際に調査員が調査した客体数の合計))

・固定額：1,300円×233人＝302,900円

・変動額：500円×18,973客体＝9,486,500円

注：平成19年1月に調査員調査に移行したことから、平成18年度は19年1月～3月分、平成19年度は19年4月～20年3月分の実績額を計上、平成20年度は見込値として19年度の額を計上。

### (2) 物件費

印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、自動車関係費（平成18年4～12月まで）、借料（パソコン等）、保守料、非常勤職員旅費を計上。

・印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本調査に要した経費の特定が困難なため、農林水産省統計部における各経費の積み上げた額を同部所管の全調査の客体数(延べ)で除して1客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の延べ客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。

ただし、備品費のうち自動車に係る費用及び自動車関係費については、平成18年12月までは、職員が実査に国調査用自動車を使用していたが、19年1月以降は、調査員調査に移行してこれが使用されなくなったことから、平成18年度は18年4月～12月分(年額の9/12)を算入し、平成19年度及び20年度は当該費用を除外している。

・印刷製本費は、平成18年度：857千円、平成19年度：182千円、平成20年度：285千円。平成18年度は、調査員調査開始に伴い「調査員の手引き」、「調査のあらまし」等を印刷製本した(573千円)。これ以外は調査票であり、各年度で部数に若干の変動があるが、計上額の主な変動要因は落札価格の変動である。

・非常勤職員旅費については、平成19年1月に調査員調査に移行したことから、平成18年度は平成19年1～3月分(138千円)、平成19年度は、19年4月～20年3月分(570千円)を計上している。なお、調査員の旅費は、調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である(ただし、平成20年度は見込値として19年度の額を計上)。

### (3) 委託費

平成18年度及び19年度は当該調査の調査協力謝金の実績額から、平成20年度については、見込値を計上している。なお、調査協力謝金については各調査ごとに支給しているため、調査客体により支給額は異なる。

### (4) 減価償却費（建物）

- ① 定額法により算出。
- ② 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員数により按分し算出した。

(5) 退職給付費用

退職給付費用の単価に当該調査の常勤職員の人員数を乗じて算出した。  
なお、平成20年度においては、平成19年度の退職給付費用の単価を用いて算出した。

(6) 間接部門費

間接部門費の人物費、物件費、退職給付費用の総額を調査客体総数で除し、当該調査の客体数に乗じて算出。なお、間接部門費の減少は、地方統計組織管理部門、地方農政事務所管理部門、それぞれの職員数の減少による。

**2 従来の実施に要した人員** (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
常勤職員	30.010	26.119	25.981
非常勤職員	270	233	233

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。
- 農業物価統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。
- 月毎の人員配置について  
常勤職員、非常勤職員とともに、月毎に配置状況は変わらない。

(注記事項)

1. 常勤職員は、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した人数を記載。  
非常勤職員は、統計調査員手当の実績額から延べ人数を算出。  
なお、平成20年度の統計調査員手当の実績額はまだ作成されていないため、平成19年度の数値を基に作成している。
2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算出。
3. 具体的には、業務に従事した日（時間）数を年間の営業日（時間）数で除し、人員を算出。（常勤職員）
4. 人員については、全国の農政事務所等及び統計・情報センターの数値を集計したものである。

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

【地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局】

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・いす

○施設

各庁舎の一角

【統計・情報センター】

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす、自動車

○施設

各庁舎の一角

(注記事項)

1. 施設及び設備について、各地方農政局、各地方農政事務所、北海道農政事務所、沖縄総合事務局、各統計・情報センターで使用している設備にはほとんど差異がないため、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制であるが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

**4 従来の実施における目的の達成の程度**

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
農産物生産者価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
農業生産資材価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。

なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。

また、調査月により調査品目が異なるため、調査対象数は毎月変動する。

①平成18年度

○農産物生産者価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（2 913）指定先、回収数：（2 913）指定先

○農業生産資材価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（1 726）指定先、回収数：（1 726）指定先

②平成19年度

○農産物生産者価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（2 385）指定先、回収数：（2 385）指定先

○農業生産資材価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（1 325）指定先、回収数：（1 325）指定先

③平成20年度

○農産物生産者価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（2 369）指定先、回収数：（2 369）指定先

○農業生産資材価格調査（回収率100%）

　調査対象数：（1 329）指定先、回収数：（1 329）指定先

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙4参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 地方統計組織との連絡を密にし、全国会議や地方会議において情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の審査について、調査品目ごとの作柄、市況、需給動向など価格形成に関する要因を把握するよう努め、調査結果へ反映させている。
- 調査客体は継続を原則としているが、既存調査客体で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、農政事務所等及びセンターにおいて選定し、調査は選定した調査客体の協力を確認してから実施している。  
また、既存調査客体への翌年分の協力依頼は毎年12月頃にセンター職員が行い、調査の協力を確認している。

（注記事項）

### 1 実施状況について

#### (1) 農産物生産者価格調査

1. 調査客体からの照会件数：約300件（月平均25件）
2. 調査客体への疑義照会件数：約3,600件（月平均301件）
3. 督促と回収率との関係  
毎月、督促（自計調査）を行うことにより回収率100%を達成している。

#### (2) 農業生産資材価格調査

1. 調査客体からの照会件数：約250件（月平均21件）
2. 調査客体への疑義照会件数：約2,700件（月平均225件）
3. 督促と回収率との関係  
毎月督促（自計調査）を行うことにより回収率100%を達成している。

### 2 調査協力謝金の支払

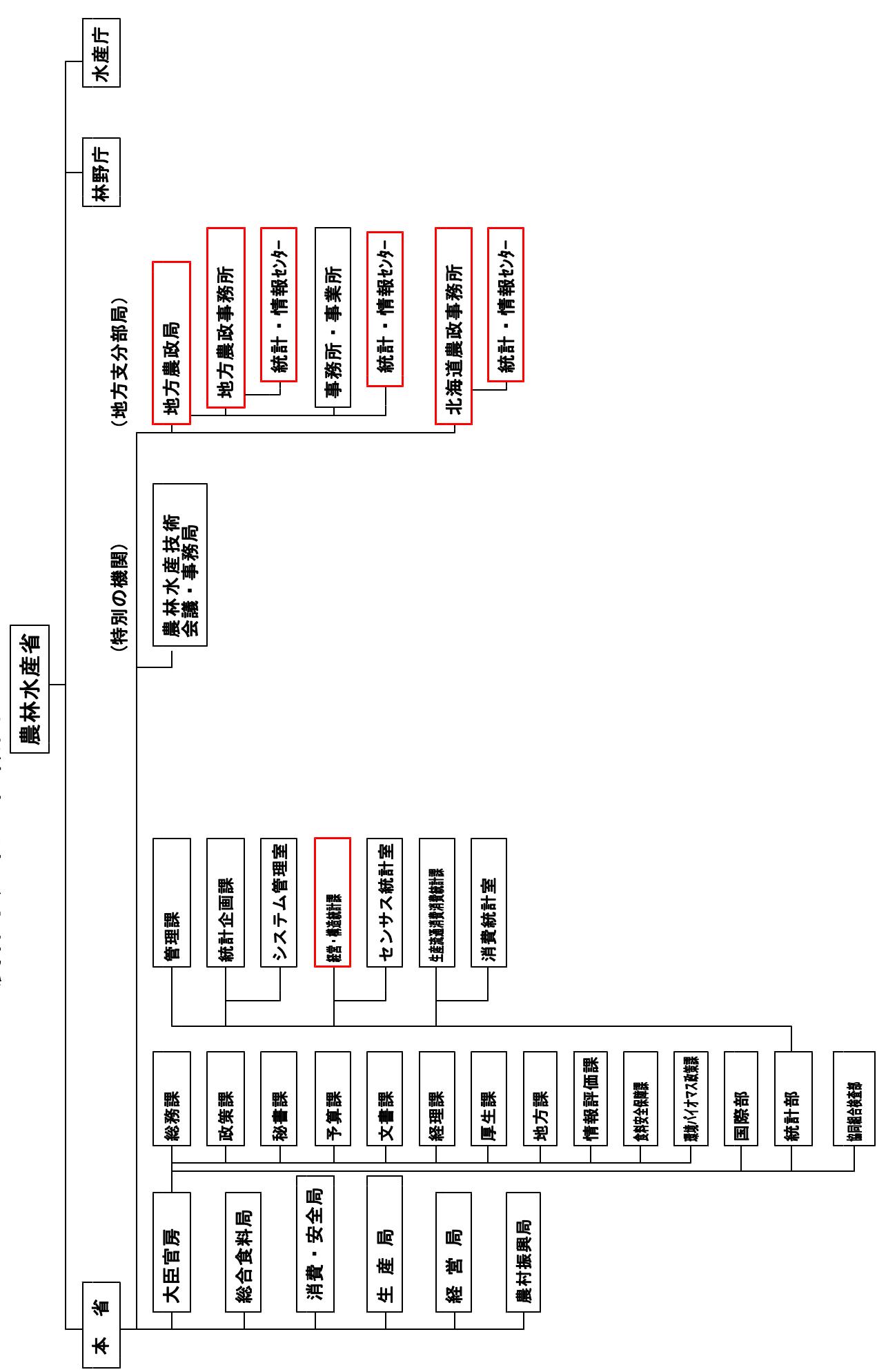
調査客体に支払う調査協力謝金については、調査指定先の代表者等に対し、口座振込みにより支給している。

20年度については、調査指定先に対し、一般農産物価格調査年間3,600円、野菜価格調査及び生産資材価格調査年間4,300円をそれぞれ支払った。

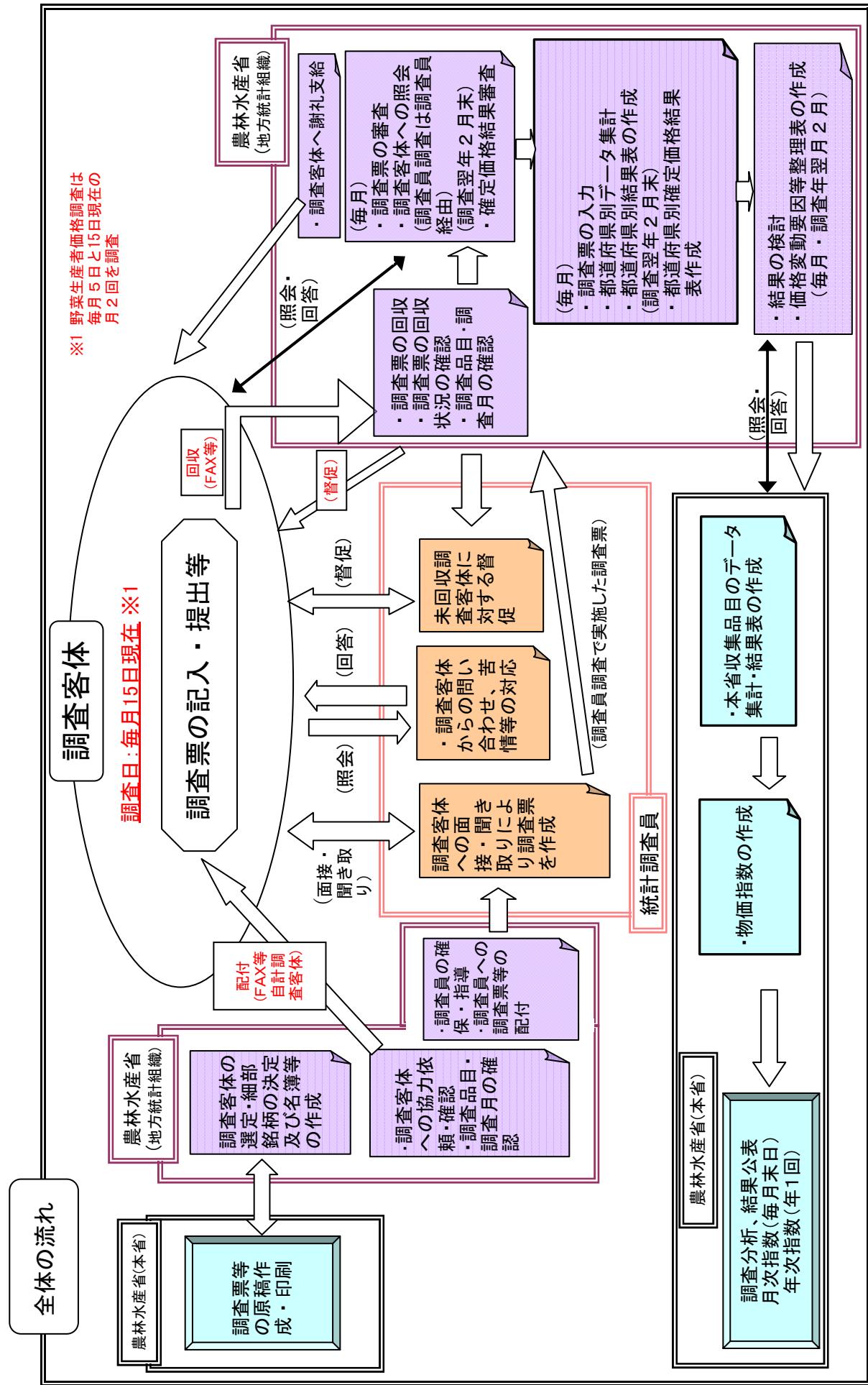
### 3 農業物価統計調査の調査方法

20年度の農業物価統計調査の調査方法は、調査員調査が約60%（約2,300客体に合計233名の調査員で調査を行い、調査員1人当たりの受持客体数は約10客体。電話による聞き取りが約80%）、自計調査は約40%であった。

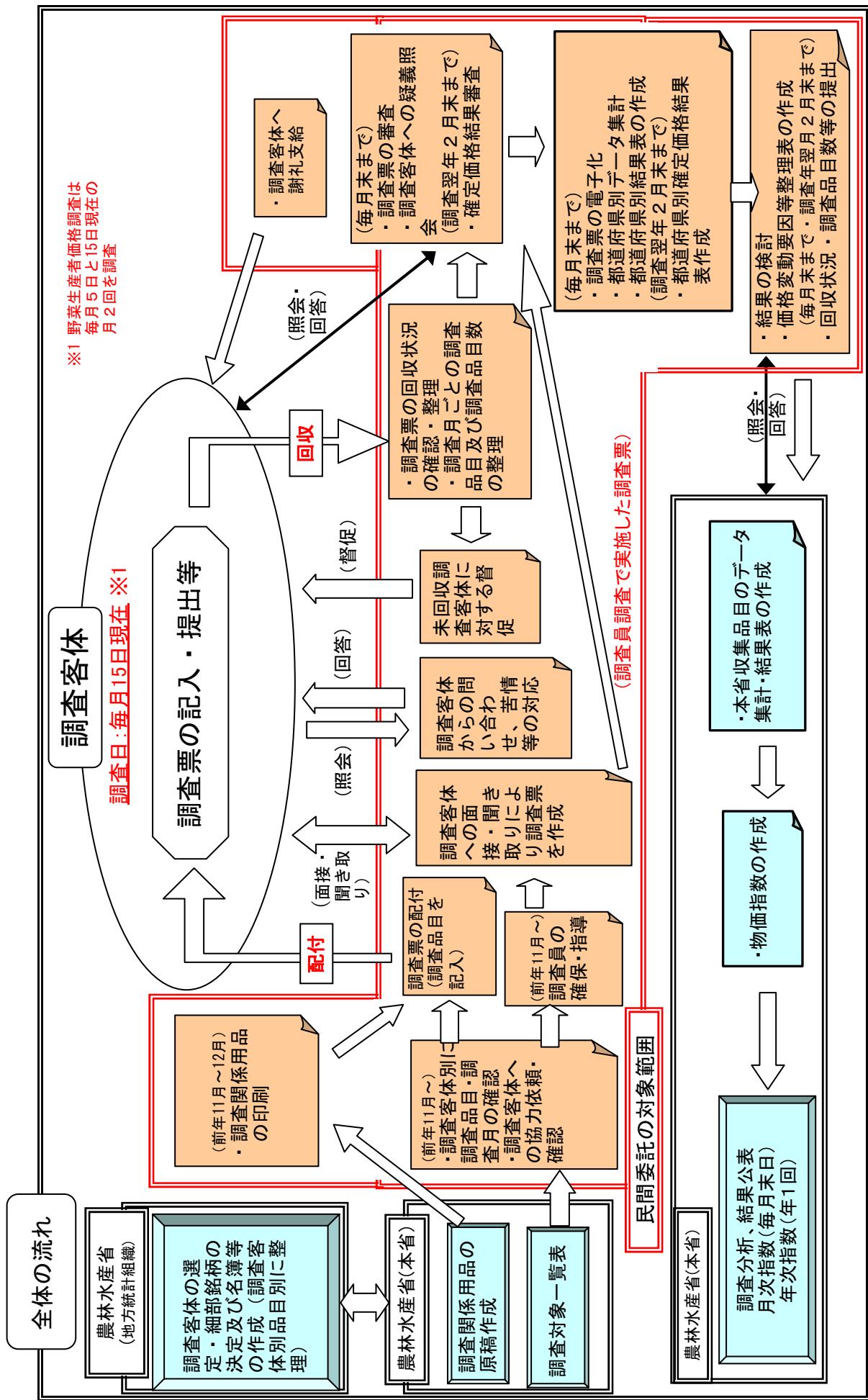
○農林水産省の組織図 (□が、対象業務を行っている部署)



## 農業物価統計調査の流れ図（従来の実施方法）



## 農業物価統計調査の流れ図（平成22・23年の実施方法）



## 農業物価統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数

地方農政局等	都道府県	都道府県別調査客体数(平成20年)				調査員配置 (平成19年度)	
		農産物生産者価格調査		農業生産資材 価格調査	計		
		一般農産物	野菜				
調査規模(全国)		1,521	848	1,329	3,698	233	
北海道	北海道	83	69	77	229	7	
東北	宮城	31	13	11	55	2	
	青森	23	18	48	89	5	
	岩手	37	10	27	74	5	
	秋田	21	15	32	68	5	
	山形	41	27	31	99	5	
	福島	44	23	19	86	3	
関東	埼玉	37	24	20	81	5	
	茨城	44	30	21	95	8	
	栃木	52	30	24	106	4	
	群馬	29	16	15	60	4	
	千葉	51	47	27	125	9	
	東京	12	10	17	39		
	神奈川	51	15	14	80	5	
	山梨	29	7	20	56	3	
	長野	51	20	20	91	10	
	静岡	41	25	32	98	5	
	石川	24	11	17	52	4	
	新潟	33	30	46	109	7	
北陸	富山	9	7	31	47	5	
	福井	16	5	17	38	6	
	愛知	23	28	31	82	2	
	岐阜	36	12	45	93	5	
東海	三重	28	9	17	54	3	
	京都	19	14	16	49	3	
	滋賀	9	8	17	34	4	
近畿	大阪	4	9	14	27	2	
	兵庫	28	17	39	84	6	
	奈良	13	6	18	37	4	
	和歌山	25	8	24	57	6	
	岡山	30	13	50	93	3	
	鳥取	52	31	32	115	3	
中国四国	島根	24	9	30	63	5	
	広島	33	16	30	79	7	
	山口	17	12	36	65	5	
	徳島	35	28	31	94	5	
	香川	36	19	42	97	5	
	愛媛	39	15	34	88	9	
	高知	15	16	14	45	4	
	熊本	49	23	31	103	7	
	福岡	42	13	19	74	6	
九州	佐賀	20	6	25	51	3	
	長崎	40	13	30	83	7	
	大分	43	18	24	85	5	
	宮崎	31	14	29	74	5	
	鹿児島	45	22	31	98	11	
	沖縄	26	17	54	97	1	

## 農業物価統計調査の調査品目等一覧表 (平成17年基準)

## (1) 一般農産物生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘柄 等級	単位	区分	コード
米	うるち玄米		1 等	60kg		1015
	もち玄米		〃	〃		1045
	うるち白米		〃	10kg		1060
	もち白米		〃	〃		1070
麦	小麦	1	等	60kg		1080
	裸麦		〃	〃		1090
	六条大麦		〃	50kg		1100
	ビール麦	二条大麦	2 等	〃		1110
雑穀	そば	玄そば	1 等	45kg		1985
豆	大豆	黄色	大豆	60kg		1120
	小豆	普通	小豆	〃		1130
	らつかせい	殼付	2 等程度	〃		1140
	いんげんまめ	大手亡	3 等程度	〃	価	1150
		金時	〃	〃	価	1160
いも	かんしょ	食用		10kg		1170
		加工用		〃		1180
	ばれいしょ	食用		〃		1190
		加工用	でん粉価 15%	1t		1200
		種子用		20kg		1210
果	りんご	ふじ	秀 3 2 玉	10kg		1220
		つがる	〃	〃		1230
		王林	秀 3 6 玉	〃		1240
		ジョナゴールド	秀 3 2 玉	〃		1250
	みかん	普通温州	優 一 M	〃		1270
		早生温州	優 一 M	〃		1280
	なつみかん(甘なつ)		優 一 L	〃		1290
	いよかん		優 一 L	〃		1300
	なし	二十世紀	秀 2 8 玉	〃		1310
		豊水	〃	〃		1320
		幸水	〃	〃		1330
	かき	秀 一 M	〃	〃		1340
	ぶどう	デラウエア	秀 一 L	4kg		1350
		巨峰	〃	〃		1360
		ピオーネ	秀 3 L	5kg		1370
	もも	秀 1 8 ~ 2 0 玉	〃			1400
	くり	秀 L	10kg			1410
	うめ		〃			1420
	キウイフルーツ			3.6kg		1430
	とうもろこし	秀 一 L	2kg			1440
	すもも			5.6kg		1450
	しらぬい(デコポン)			5kg		1460
	パイシーアップル			10kg	価	1480
工芸農作物	葉たばこ	中葉、Aタイプ	1kg			1490
	てんさい		1t			1500
	さとうきび		〃			1510

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘柄等級		単位	区分	コード
工芸農作物	茶	生葉	せん	茶用	10kg		1520
		荒茶	〃		〃		1530
	こんにゃくいも		生いも	も	〃		1540
	い	い草	草丈	120cm、上	〃		1550
		い表	3種	表、綿糸	1枚		1560
花き	切花	きく	中	輪	100本		1580
		ばら	赤		50本		1590
		カーネーション			100本		1600
		カスミソウ			〃		1610
		りんどう			〃		1620
		チューリップ			〃		1630
		ゆり			〃		1640
		トルコギキョウ			〃		1650
		スターチス			〃		1660
	球根物	ガーベラ			〃		1670
		洋ラン			〃		1680
		チューリップ			1000球		1690
		ゆり			100球		1700
		グラジオラス			1000球		1710
		洋ラン			1鉢		1720
		シクラメン	5 ~ 6号	鉢	〃		1730
		プリムラ類			〃		1740
畜産物	鶏卵		M、1級		10kg		1750
	生乳		総合乳価		〃		1760
	肉畜	肉用牛	去勢肥育和牛若齢			生体10kg	1770
			めす肥育和牛			〃	1780
			乳おす肥育(ホルスタイン種)	生後17 ~ 22か月		〃	1790
		乳用肥育(交雑種)	生後22 ~ 29か月		〃		1800
			乳廃牛			〃	1810
			肉豚	肥育豚		〃	1820
		肉鶏	ブロイラー			〃	1830
	子畜	乳子牛	ホルスタイン純粹種めす	生後6か月程度	1頭		1850
			ホルスタイン種おす	生後7 ~ 10日	〃		1860
			交雑種	〃		〃	1870
		和子牛	肥育用乳用おす(ホルスタイン種)	生後6 ~ 7か月程度	〃		1880
			肥育用乳用(交雑種)	生後8か月程度	〃		1890
			めす	生後10か月程度	〃		1900
		おす		〃	〃		1910
	子	豚	生後90 ~ 110日		〃		1920
	成畜	乳用成牛	ホルスタイン純粹種		〃		1930
		肉用成牛	繁殖用めす和成牛		〃		1940
	繭	春蚕			10kg	価	1950
		初秋蚕			〃	価	1960
		晚秋蚕			〃	価	1970
	稻わら				〃		1980

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名			銘柄等級	単位	区分	コード
肥料 (つづき)	無機質 (つづき) 複合肥料	高度化成(基本成分のみ)	N 15%・P 15%・K 15%	樹脂袋20kg	価	3500	
		高度化成	N 15%・P 15%・K 15%	〃		3510	
		普通化成	N 8%・P 8%・K 5%	〃		3520	
		配合肥料	N 8%・P 8%・K 5%	〃		3530	
		固体肥料	N 5%・P 5%・K 5%	ビニール袋20kg		3540	
	有機質	消石灰	アルカリ分 60%以上	〃		3550	
		炭酸カルシウム	アルカリ分 53~60%未満	紙袋30kg		3560	
		けい酸石灰	可溶性けい酸20%、アルカリ分35%内外	樹脂袋20kg		3570	
		水酸化苦土	苦土 50~60%	紙袋20kg		3580	
		なたね油かす		〃		3590	
	鶏ふん	乾燥鶏ふん		紙袋15kg		3600	
飼料	大麦	圧ペん大麦	皮つき又は皮むき	紙袋20kg		3610	
		ばん碎大麦	〃	〃	価	3620	
	ふすま	一般ふすま		紙袋30kg		3630	
	ヘイキューブ	アメリカ産	アメリカ産	麻袋30kg		3650	
	脱脂粉乳	子牛用人工乳	子牛用人工乳	紙袋20kg		3660	
	大豆油かす			〃		3670	
	ビールかす	水分 80%	1t	価	3680		
	ビートパルプ	外国産		麻袋50kg		3690	
		国産		ビニール袋60kg	価	3700	
	とうもろこし	圧ペん	バラ1t			3710	
	配合飼料	成鶏用	粗たん白質 15~19%	〃		3730	
		プロイラー後期	5週齢以後・粗たん白質 15~19%	〃		3740	
		ほ乳期仔豚育成用	生後2か月以内粗たん白質 15~19%	紙袋20kg	価	3750	
		幼齢育成用	2~4か月・粗たん白質 15~19%	バラ1t		3760	
		若齢	〃	4~8か月・粗たん白質 12.5~16.5%	〃	3770	
		幼齢育成用	3~6か月・粗たん白質 16~19%	〃	価	3780	
		若齢	〃	6~18か月・粗たん白質 13~15%	〃	3790	
		飼育用	18か月以後・粗たん白質 15~18%	〃		3800	
		肉牛肥育用	6か月以後・粗たん白質 12~15%	〃		3810	
農業薬剤	殺虫剤	D-DD剤	D-DD 92%	20l		3820	
		ダイアジノン粒剤	ダイアジノン 5%	3kg	価	3830	
		M-E-P乳剤	M-E-P 50%	500ml		3840	
		アセフェート水和剤	アセフェート 50%	500g		3850	
		マシン油乳剤	マシン油 97%	18l	価	3860	
		クロルピクリンくん蒸剤	クロルピクリン 80%	20l		3865	
	殺菌剤	プロベナゾール粒剤	プロベナゾール 8%	3kg		3870	
		T-P-N水和剤	T-P-N 40%	500ml		3880	
		ピロキロン粒剤	ピロキロン 5%	3kg		3890	
		マンゼブ水和剤	マンゼブ 75%	500g		3900	
		石灰硫黄合剤	全硫化態硫黄 22%	18l	価	3910	
		ダゾメット粉粒剤	ダゾメット 98%	5kg		3915	
	殺虫殺菌剤	シラフルオフェン・フェリムゾン・フサライト粉剤	シラフルオフェン0.5%、フェリムゾン2%、フサライト1.5%	3kg		3920	
		イミダクロフリト・カルフロハミト粒剤	イミダクロフリト2%、カルフロハミト4%	1kg		3930	
		エトフェンプロックス・フェリムゾン・フサライト粉剤	エトフェンプロックス0.5%、フェリムゾン2%、フサライト1.5%	3kg	価	3940	
		フィプロニル・フロヘナゾール粒剤	フィプロニル0.6%、フロヘナゾール24%	1kg		3945	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

## (2) 野菜生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード
野 菜	き ゆ う り			5 kg		2010
	な す			"		2020
	ト マ ト	生 食 用		4 kg		2030
	か ぼ ち や			10 kg		2050
	す い か			"		2060
	い ち ご	生 食 用		1 kg		2070
	ピ 一 マ ン			10 kg		2080
	メロン	アンデスマロン	秀 一 L	"		2090
	温 室 メ ロ ン			"		2100
	ス イ 一 ド ヨ ー ン			"		2150
葉 茎 菜	オ ク ラ			100 g		2165
	は く さ い	結 球 は く さ い		10 kg		2170
	キ ャ ベ ツ			"		2180
	レ タ ス	L		"		2190
	ほ う れ ん そ う			"		2200
				5 kg		2210
	ね ぎ	白 ね ぎ		"	価	2220
		青 ね ぎ		"	価	2230
	た ま ね ぎ	L		10 kg		2240
	に ら			4 kg		2250
根 菜 菜	し ゆ ん ぎ く			"		2260
	に ん に く			10 kg		2270
	ブ ロ ツ コ リ 一			"		2280
	ア ス パ ラ ガ ス	グ リ 一 ン		"		2290
	み つ ば			1 kg		2300
	こ ま つ な			"		2310
	チ ン ゲ ン サ イ			2 kg		2320
	お お ば			100 g		2375
	だ い こ ん			10 kg		2380
	に ん じ ん			"		2390
ま め 科 野 菜	ご ぼ う			"		2400
	さ と い も	こ い も		"		2410
	か ぶ			"		2420
	や ま の い も			"		2430
	れ ん こ ん			"		2440
	し ょ う が	根 し ょ う が		"		2450
	さ や ん ど う			"		2460
	さ や ん げ ん			"		2470
	え だ ま め			"		2480

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指標採用品目を示す。

## (3) 農業生産資材価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名	銘柄等級	単位	区分	コード	
種苗及び 木苗	種もみ	水	糲	10kg	3010	
	きゅうり種子	F	1	20ml	3020	
	すいか種子		"		3030	
	メロン種子		100粒		3040	
	結球はくさい種子	F	1	20ml	3050	
	キヤベツ種子		"		3060	
	ねぎ種子		"		3070	
	たまねぎ種子	黄玉系	"		3080	
	だいこん種子		"		3090	
	にんじん種子	毛つきを除く	"		3100	
	種ばれいしよ		20kg		3130	
	飼料用とうもろこし種子		1kg		3140	
	イタリアンライグラス種子	国内育成種	"	価	3150	
	チモシー種子		"	価	3160	
	水稻苗	育苗箱もの	1箱		3170	
	きゅうり苗		1本		3180	
	なす苗		"		3190	
	トマト苗		"		3200	
	メロン苗		"	価	3210	
	温州みかん苗木	2年生	"		3220	
	蚕種(春蚕・初秋蚕・晚秋蚕)		1箱(2万粒)	価	3250	
畜産用動物	初生ひな	卵用鶏(外国系)		1羽	価	3260
		肉用鶏(専用種)		"		3270
	中ひな	卵用鶏(外国系)	40 ~ 60日	"	価	3280
	大ひな	卵用鶏		"		3290
	仔豚	肉用(雑種)	生後90 ~ 110日	1頭		3300
		繁殖用めす豚(雑種)	生後90 ~ 110日	"		3310
	乳用牛	ホルスタイン純粋種子牛	生後6か月程度	"		3320
		ホルスタイン純粋種成牛		"		3330
	肉用牛	繁殖用和牛めす	生後10か月程度	"		3340
		去勢和牛若齢肥育用	"	"		3350
		乳用おす肥育子牛(ホルスタイン種)	生後6 ~ 7か月程度	"	価	3360
		乳用肥育子牛(交雑種)	生後8か月程度	"		3370
		乳用おす子牛(ホルスタイン種)	生後7 ~ 10日	"	価	3380
		乳用子牛(交雑種)	"	"		3390
	肉用成牛	繁殖用和牛めす		"		3400
		肥育用(経産牛)		"	価	3410
肥料	無機質	硫酸	N 2 1 %	%	樹脂袋20kg	3420
		石灰窒素	N 2 1 %, 粉状品		ビニール袋20kg	3430
		尿素	N 4 6 %	%	樹脂袋20kg	3440
		過りん酸石灰	可溶性りん酸17%以上		"	3450
		よう成りん肥	く溶性りん酸20%		"	3460
		重焼りん肥	く溶性りん酸35%		"	3470

注: 区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘柄等級	単位	区分	コード
農業薬剤 (つづき)	除草剤	プレチラクロール粒剤	プレチラクロール 4 %	1 kg	価	3950
		トリフルラリン粒剤	トリフルラリン 2 . 5 %	3 kg	価	3960
		ペンスルフロンメチル・ペンチオカーフ・メフェナセット粒剤	ペンスルフロンメチル 0.51%、ペンチオカーフ 15%、メフェナセット 3%	1 kg	価	3970
		グリホサートイソフロビルアミン塩液剤	グリホサートイソフロビルアミン塩 4 1 %	500cc		3980
		ベンタゾン液剤	ベンタゾンナトリウム塩 4 0 %	500ml	価	3990
		グリホサートアンモニウム塩液剤	グリホサートアンモニウム塩 4 1 %	"		3995
		グルホシネート液剤	グルホシネート 1 8 . 5 %	"		3996
		ジクワット・パラコート液剤	ジクワット 7 %、パラコート 5 %	1 l		3997
諸材料	農業用ビニール	厚さ 0 . 1 mm・幅 1 . 35 m	100m			4000
	農業用ポリエチレン	厚さ 0 . 05 mm・幅 1 . 80 m	"			4010
	袋掛用紙袋	防疫又は防虫用、二重袋ワックス付	1000枚			4020
	穀物用紙袋	30kg、3層角底紙バンド付	1枚			4030
	穀物用麻袋	60kg入り用	"	価		4040
	穀物用樹脂袋	自脱コンバイン用、チャック付	"	価		4050
	梱包用樹脂製品	樹脂パック、いちご用 300g入り	1000枚			4060
	野菜用段ボール	10kg入り用(みかん用又はりんご用)	1箱			4080
	果実用段ボール	10kg入り用(みかん用又はりんご用)	"			4090
	稻わら	乾燥稻わら	10kg			4100
	ペーパーポット		1冊			4120
光熱動力	ガソリン	「自動車ガソリン」(CPI採用品目)	1 l			4130
	灯油	「灯油」(CPI採用品目)	18l			4140
	軽油	引取税込みのもの	"			4150
	重油	燃料用(A重油)	200l			4160
	モビール油	粘度 30番内外	1 l			4170
	農用電力	小口電力、低圧	1か月30kwh			4190
	水道料	計量制、基本料込み	1か月40m <sup>3</sup>			4200
農機具	小農具	くわ	平くわ、柄つき	1丁		4210
		かま	薄刃草刈りがま、23cm内外、柄つき	"		4220
		人力噴霧器	背負い式自動噴霧器	1台		4240
		育苗箱	プラスチック製 580mm×280mm×30mm	1箱	価	4250
		ホース	「ビニールホース」(CPI採用品目)	1 m		4260
	大農具	モータ一タ一	3相かご型、0 . 75 kw	1台	価	4270
		刈払機(草刈機)	肩かけ、エンジン付、1 . 5 ps程度	"		4280
		動力田植機	4条植え 土付苗用(乗用型)	"		4290
		6条植え	"	"	価	4300
		動力噴霧器	2 . 0 ~ 3 . 5 ps(可搬型)	"		4310
		動力耕耘機	駆動けん引兼用型(5 ~ 7 ps)	"		4330
		15 ps内外	水冷型	"		4340
		35 ps内外	"	"		4350
		70 ps内外	"	"	価	4360
		トレーラー	積載量500kg程度 定置式	"		4370
		自走式運搬車	クローラー式、歩行型、500kg	"		4390
	バインダー	2条刈り		"		4400

注: 区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指標採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード
農機具 （つづき）	大 農 具 （つづき）	コンバイン	2 条刈り	自 脱 型	1 台	4410
			4 条刈り	〃	〃	4420
		動 力 脱 穀 機	自走式、こき胴幅 40 ~ 50 cm	〃		4430
		動 力 もみすり機	ロール型、全自動 30 型	〃		4440
		通 風 乾 燥 機	16 石型	立 型 循 環 式	〃	4480
			32 石型	〃	〃	4490
		温 風 式 暖 房 機	毎時 75000kcal、1000 m <sup>2</sup> 、重油焚き	〃		4530
		ロ 一 タ リ 一	乗用トラクター 20 ~ 30 ps、作業幅 150 cm	〃		4540
		育 苗 機	800w、性能 120 箱 内外	〃	価	4550
		管 理 機	2.5 ~ 3.5 ps	〃	価	4560
	パーソナルコンピューター		「パーソナルコンピュータ」(CPI採用品目)	〃		4570
係料金 （じょうりょうきん）	自 動 車	四 輪 ト ラ ッ ク	660 cc、350 kg 積み程度	〃		4580
	同 関	四 輪 ト ラ ッ ク	1.0 t 積み程度	〃		4590
	自 動 車	ライ ト パ ン	1500cc 程度	〃		4600
	同 関	自 動 車 定 期 点 檢 料	四輪トラック、6か月定期点検	1台分		4610
建 築 資 材 （けんりく し ざい）	角 材	材	杉角材、正角 10.5 cm、長さ 4m、1等	1 本		4620
	板 材	材	杉板材、厚さ 1.5cm、幅 18cm、長さ 4m 程度、1等	3.3 m <sup>2</sup>		4630
	合 板	板	ラワン材、普通合板、182cm × 91cm × 2.5mm	1 枚		4640
	ト タ ン	平 板 3 0 番 内 外	〃			4650
	く ぎ	N 3 8 (14# × 38 mm)	1 kg	価		4660
	コ ン ク リ ート ブ ロ ッ ク	10 cm × 19 cm × 39 cm	1 個	価		4670
	セ メ ン ト	ト	ポルトランドセメント、袋入り (25 kg 入り)	1 袋		4680
	か わ ら	日本がわら、さんがわら、並	1 枚	価		4690
	ア ル ミ サ ツ シ	90 cm × 180 cm 程度ガラス含む	1 窓			4700
	シ ャ ッ タ ー	一	スチールシャッター、幅 3m × 高さ 2.5m 程度	1 台		4710
	硬 質 塩 化 ビ ニ ール 管	口径 20 mm ・ 長さ 4 m 程度	1 本			4720
	塗 料	「塗料」(CPI採用品目)	1 缶			4730
農用被服 （のうようひふく）	作 業 着 ( 上 下 )	テトロン 65% 程度、厚手のもの	1 着			4740
	軍 手	純 織 、 白	1 ダース			4750
	地 下 た び	焼 付 底 、 大 人 用	1 足			4760
	ゴ ム 長 ぐ つ	半 長 ぐ つ 、 大 人 用	〃			4770
	雨 合 羽	ビニール製、大人用	1 枚			4780
賃借料 及 び 料 金 （じんきょりょう ひりょうきん）	水稲耕起・代かき料金	ト ラ ク タ 使用		10 a		4800
	田 植 料 金	田 植 機 使 用		〃		4810
	稻 刈 料 金	コンバイン 使用		〃		4820
	もみすり 貸			60kg		4830
	精 白 貸			〃		4840
	共 同 施 設 料	稻	ライスセンタ 使用 料	〃		4880
		麦	〃	〃		4890
		野 菜	手 選	100 kg		4900
		果 実	機 械 選	〃		4910

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

## 農産物の品目別調査都道府県及び調査月

## (1) 全国指数组品目

類別	米					麦	
	品目名	うるち玄米	もち玄米	うるち白米	もち白米		
コード番号	1015	1045		1060	1070	1080	
調査月	1~12	1~3	8~12	1~12	1~12	6~10	
北海道	1~12	1~2	10~12	1~10~12	1~10~12	8~10	
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12		1~12			
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	9~11 9~10 10~11 9~10 10~11	1~3 10~12 10~11 9~10 10~11	8~12 1~12 10~12 9~12 10~12	7~8 8 7~8 7~8 10~12	
北陸	新潟 富山 石川 福井	1~12 1~12 1~12 1~12	1~3 1~2 1~3 1~3	9~12 11~12 10~12 10~12	9~11 1~12 1~12 1~12	9~10 10~12 9~10 10~12	
東海	岐阜 愛知 三重	1~12 1~12 1~12		9~12 1~12	9~12	10~12 7 6~7	
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12				7 7 7 7 7 7	
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12		10~12 9~10 9~11 9~10 1~12 10~12 10~12 10~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12		10~12 10~12 10~12 10~12 10~12 10~12 6~7 6~7 10~12
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12		11~12 10~12 1~3 1~3 10~12 10~12 1~12	1~10~12 1~10~12 1~3~10~12 1~2~9~12 1~10~12 11~12 11	1~11~12 1~2~11~12 1~11~12 1~11~12 1~11~12 11~12	6~7 6~7 7 7 7 7 6~7
沖縄	沖縄	1~12					

類別	麦			雜穀	豆	
品目名	裸麦	六条大麦	ビール大麦 二条大麦	そば	大豆	
コード番号	1090	1100	1110	1985	1120	
調査月	6~8	6~8	6~9	9~12	1~12	
北海道			9	9~12	1~9	11~12
東北	青森				1~7	
	岩手				1~7	12
	宮城	7			1~7	12
	秋田			10~12	1~7	12
	山形			11~12	1~7	12
	福島			11~12	1~4	
関東	茨城	6~8	6~7	9~12	1~2	12
	栃木	7	7	9~12	1~5	12
	群馬		6~7			12
	埼玉		6~7		1~2	12
	千葉					
	東京					
	神奈川					
	山梨				11	
	長野	6~7		9~12	2~3	
	静岡				1~2	12
北陸	新潟	7			1~3	12
	富山	7			1~3	12
	石川	7			1~3	
	福井	7		11~12	1~3	12
東海	岐阜				1~6	12
	愛知				1~12	
	三重				1~12	
近畿	滋賀				1~12	
	京都				1~2	
	大阪					
	兵庫				1~12	
	奈良				1~12	
	和歌山					
中国・四国	鳥取					
	島根					1~10
	岡山		6~7			
	広島					
	山口					
	徳島					
	香川	6~8			1~2	12
	愛媛	6~7			2~9	
九州	高知					
	福岡		7~8			1~10
	佐賀		6~7			1~10
	長崎					1~9
	熊本		7			1~10
	大分	7				1~10
	宮崎					
鹿児島				12	1~10	
沖縄						

類別	豆			いも		
	品目名	小豆	らっかせい	かんしょ 食 用	かんしょ 加工用	ばれいしょ 食 用
コード番号	1130		1140		1170	1180
調査月	1~3	10~12	1~2	10~12	1~12	1~4 8~12
北海道	1~3	10~12				1~2 8~12
東北	青森	10~12				8~9
	岩手	11~12				8~12
	宮城					7~9
	秋田					7~8
	山形					
	福島					8~9
関東	茨城		1~2	11~12	11~12	11~12
	栃木	12				
	群馬					6~7
	埼玉				10~12	6~8
	千葉		1	10~12	1~12	6~7
	東京					6~7
	神奈川				9~10	6~7
	山梨					
	長野					8~10
	静岡			7~9		5~7
北陸	新潟					6~8
	富山					
	石川			9~11		7~8
	福井			9~11		6~8
東海	岐阜					
	愛知					7~8
	三重					6~7
近畿	滋賀					
	京都	1~2		1~3	9~12	6~8
	大阪					
	兵庫	1			8~12	6~7
	奈良					
	和歌山					
中国・四国	鳥取					
	島根	12			8~12	6~9
	岡山	1~2				1~3 6~8
	広島					1~2 7~8
	山口					
	徳島			1~5	10~12	
	香川			7~8		1~2 6~8 12
	愛媛			11		3~9
	高知			6~7		
	福岡			9~11		5~7
九州	佐賀					5~7
	長崎					1~2 4~6
	熊本			1~5	10~12	4~6
	大分			1~4	10~12	
	宮崎			1~2	7~12	
	鹿児島			1~3	7~12	1~4 8~12 4
	沖縄			1~12		3~5

類別	いも		果実		
品目名	ばれいしょ 加工用	ばれいしょ 種子用	りんご ふじ	りんご つがる	りんご 王林
コード番号	1200	1210	1220	1230	1240
調査月	9~11	3 8~11	1~ 5 11~12	9~10	1~ 4 11~12
北海道	9~11	9~11	1~ 3	10	
東北	青森		1~ 5 11~12	9~10	1~ 4 11~12
	岩手			11~12	9
	宮城		1~ 2 12		
	秋田			1 11~12	
	山形			11~12	9
	福島			11~12	9
関東	茨城				
	栃木				
	群馬			11~12	
	埼玉				
	千葉				
	東京				
	神奈川				
	山梨				
	長野			11~12	9
北陸	静岡				11~12
	新潟				
	富山				
	石川				
東海	福井				
	岐阜				
	愛知				
近畿	三重				
	滋賀				
	京都				
	大阪				
	兵庫				
	奈良				
中国・四国	和歌山				
	鳥取				
	島根				
	岡山				
	広島				
	山口				
	徳島				
	香川				
九州	愛媛				
	高知				
	福岡				
	佐賀				
	長崎		3 8		
沖縄	熊本				
	大分				
	宮崎				
	鹿児島				
	沖縄				

類別		果 実				
品目名	りんご ジョナゴールド	みかん 普通温州	みかん 早生温州	なつみかん (甘なつ)	いよかん	
コード番号	1250	1270	1280	1290	1300	
調査月	1~ 4	10~12	1~ 3	12	8~12	3~ 6
北海道						
東北	青森 1~ 4	10~12				
	岩手 10~11					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東	茨城					
	栃木					
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川 1~ 2		12		11~12	
	山梨					
	長野 10					
	静岡 1~ 2		12		11~12	4
北陸	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
東海	岐阜					
	愛知 1~ 2				12	
	三重 1~ 2		12	10~11		4~ 5
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫 1		12			
	奈良					
	和歌山 1~ 2		12		10~12	3~ 5
						2~ 3
中国・四国	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島 1		12		11~12	4
	山口 1~ 2		12			
	徳島 1~ 3			11		
	香川 1				10~12	
	愛媛 1		12		10~12	3~ 4
	高知 1~ 2				11~12	
九州	福岡 1~ 2		12	11		4~ 6
	佐賀 1~ 2		12	10~11		
	長崎 1~ 2		12		10~12	
	熊本 1		12		10~12	3~ 5
	大分 1~ 2		12	9~11		3~ 5
	宮崎 9~10					
	鹿児島 1~ 2				9~12	4~ 6
沖縄				8~ 9		

類別		果実				
品目名	なし 二十世紀	なし 豊水	なし 幸水	かき	ぶどう デラウェア	
コード番号	1310	1320	1330	1340	1350	
調査月	8~10	8~10	7~9	10~12	6~9	
北海道					8~9	
東北	青森					
	岩手					
	宮城		9			
	秋田					
	山形		9	10~11	8~9	
	福島	10	9~10	9	11~12	
関東	茨城		9	8	10~11	
	栃木		9	8~9		
	群馬	9	9	8	8	
	埼玉		9	8		
	千葉		9	8		
	東京		9			
	神奈川	9	9	8~9	11	
	山梨				7~8	
	長野	9	9	8~9	8~9	
	静岡				11	
北陸	新潟	9~10	9	9	10~11	
	富山		9	8~9		
	石川		9	8~9	11~12	
	福井			8	7~8	
東海	岐阜				10~12	
	愛知		9	8	11	
	三重		9	8	10~11	
近畿	滋賀				10~12	
	京都	9	9		11~12	
	大阪				6~8	
	兵庫	9		10~11		
	奈良	9		10~11	6~8	
	和歌山		9	8	10~11	
中国・四国	鳥取	8~9	9	8	11~12	
	島根				6~7	
	岡山			10~11		
	広島					
	山口	9				
	徳島		8~9	8	6~7	
	香川			8	10~12	
	愛媛		9	8	7~8	
	高知				10~12	
九州	福岡		8~9	7~8	11~12	
	佐賀		8~9	7~8		
	長崎		8~9			
	熊本		8~9	8	10~11	
	大分	9	9	8	7~8	
	宮崎					
	鹿児島					
沖縄						

類別		果 実				
品目名	ぶどう 巨峰	ぶどう ピオーネ	もも	くり	うめ	
コード番号	1360	1370	1400	1410	1420	
調査月	7~10	7~10	6~9	9~10	5~7	
北海道						
東北	青森					
	岩手					
	宮城					6~7
	秋田					
	山形		8~9			
	福島		7~9			6~7
関東	茨城	8~9			9~10	6
	栃木	9				
	群馬	9				6
	埼玉	8~9			9~10	6
	千葉				9~10	
	東京					
	神奈川	8~9			10	6
	山梨		9	7~8		5~6
	長野	9~10	9~10	8~9		6
	静岡				9~10	
北陸	新潟	8~9		8		
	富山					
	石川					
	福井					6
東海	岐阜				9~10	
	愛知	8~9				
	三重	8~9				
近畿	滋賀					
	京都			7~8	9~10	6
	大阪				9~10	
	兵庫				9~10	
	奈良					6
	和歌山	8		7~8		6
中国・四国	鳥取	8~9				6
	島根					
	岡山		8~10	7~8		
	広島		7~9			
	山口					
	徳島					6
	香川		8~9	6~8		
	愛媛	8~9		7	9~10	
	高知					
九州	福岡	8~9		6~7	9	6
	佐賀	7~9				
	長崎	8~9				
	熊本	7~8		6~7	9~10	
	大分	8~9	7~8		9	
	宮崎				9	
	鹿児島					
	沖縄					

類別	果 実				工芸農作物	
品目名	キウイフルーツ	おうとう	すもも	しらぬい (デコポン)	葉たばこ	
コード番号	1430	1440	1450	1460	1490	
調査月	1~ 5	11~12	6~ 7	6~ 9	2~ 4	1~ 3
北海道						8~12
東北	青森				1~ 2	12
	岩手				1	11~12
	宮城					11~12
	秋田					1
	山形	6~ 7	7~ 9		1~ 2	12
	福島		7		1	11~12
関東	茨城				9~11	
	栃木				11~12	
	群馬	2~ 5				
	埼玉					
	千葉				9~10	
	東京					
	神奈川	3~ 4				
	山梨	1~ 2	11~12	6	6~ 8	
	長野				7~ 9	1
	静岡	2~ 3				
北陸	新潟					10~12
	富山					10~12
	石川					10~11
	福井					10~11
東海	岐阜					
	愛知					
	三重					
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					10
	奈良					
	和歌山	2~ 4		6~ 7		
中国・四国	鳥取		12			9~10
	島根					9~11
	岡山					10~12
	広島				3	9~12
	山口					
	徳島					9~11
	香川	1~ 2	11~12			9~11
	愛媛	1~ 5			2~ 4	9~11
	高知					10~11
九州	福岡	1~ 4	12	6~ 7		
	佐賀	1~ 4			2~ 4	10~11
	長崎					10~12
	熊本				2~ 4	9~11
	大分	1~ 4	12			10~12
	宮崎					1~ 3
	鹿児島					9~12
	沖縄					9~12
						8~10

類別		工芸農作物			
品目名	てんさい	さとうきび	茶生葉	茶荒茶	こんにゃくいも
コード番号	1500	1510	1520	1530	1540
調査月	10~12	1~4	4~8	4~8	11~12
北海道	10~12				
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島				
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡		5~6	5~6	11~12 11~12 11~12
北陸	新潟 富山 石川 福井		5~6	5~6	
東海	岐阜 愛知 三重		6~7	5~7	
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山		5~7	5~7	
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知		5	5	11~12
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島		5~6	5~6	
	沖縄	1~4	5~8	5~8	
		1~3	4~5	4~5	

類別		工芸農作物		花き			
品目名		い草	い疊表	きく(切花)	ばら(切花)	カーネーション(切花)	
コード番号		1550	1560	1580	1590	1600	
調査月		1~3	7~12	1~12	1~12	1~12	
北海道				7~9	7~9	7~10	
東北	青森			6~10			
	岩手						
	宮城			7~12	3~11	1~6	11~12
	秋田			7~11			
	山形			7~10	5~11		
	福島			8~10			
関東	茨城			7~10	2~6	9~12	1~6
	栃木			3~12	3~7	9~12	3~5
	群馬			7~11		4~12	
	埼玉			5~10	3~6	10~12	
	千葉			6~11~12	1~6	10~12	1~5
	東京						12
	神奈川			6~9~10	3~6	10~12	1~4
	山梨						
	長野			8~9	5~11		6~10
	静岡			3~12	3~7	9~12	1~5
北陸	新潟						
	富山			8~12	5~11		
	石川			6~10		5~12	
	福井			7~10			
東海	岐阜			7~10	1~6	10~12	
	愛知			3~12	1~6	10~12	1~5
	三重			9~11	1~6	10~12	
近畿	滋賀			1~8	12		
	京都			6~12	4~7	9~12	
	大阪						
	兵庫			3~12		4~12	1~6
	奈良			7~11	4~7	9~10	5~6
	和歌山			4~12		4~12	2~5
中国・四国	鳥取						4~5
	島根			1~10~12	1~12		8~10
	岡山					4~12	3~5
	広島			6~12	4~11		11~12
	山口			1~12		3~12	
	徳島			2~12			
	香川			1~12	1~4	12	1~6
	愛媛			7~12	4~12		9~12
	高知						1~5
九州	福岡		1~7	10~12	3~12	3~12	2~5
	佐賀				3~12	3~12	2~5
	長崎			1~5	8~12	3~11	10~12
	熊本	1~3	7~12	1~12	1~2	6~12	1~3
	大分				3~12	3~12	4~5
	宮崎				2~12	1~5	11
	鹿児島			1~12			12
沖縄				1~4	12		

類別		花き				
品目名	カスミソウ(切花)	りんどう(切花)	チューリップ(切花)	ゆり(切花)	トルコギキョウ(切花)	
コード番号	1610	1620	1630	1640	1650	
調査月	1~12	7~10	1~3 12	1~12	1~12	
北海道	6~10			7~9	8~10	
東北	青森					
	岩手		8~9		7~12	8~9
	宮城					
	秋田					
	山形				6~7	
	福島	6~10	7~9	7~9	7~10	
関東	茨城			1~3 12		5~8
	栃木				1~12	5~7
	群馬					
	埼玉			1~3 12	1~12	
	千葉				1~12	4~8
	東京					3~7
	神奈川					
	山梨					
	長野	6~10	7~10		6~9	6~10
	静岡					1~6 10~11
北陸	新潟			1~3 12	8~10	
	富山					
	石川					
	福井					
東海	岐阜					7~10
	愛知	1~5 11~12				1~6 10~11
	三重					
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫				7~9	
	奈良					
	和歌山	1~4 11~12				5~6 11~12
中国・四国	鳥取		7~9			
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島		1~3	1~2 12		
	香川					
	愛媛				4~12	
	高知	1~5 11~12			1~6 11~12	3~6
九州	福岡			2~3	5~8	5~6 10~12
	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5 11~12			1~3 12	1~6 11~12
	大分					1~6 11~12
	宮崎	1~5 11~12			1~5 11~12	
	鹿児島				1~12	
沖縄						

類別		花き				
品目名	スタークス(切花)	ガーベラ(切花)	洋らん(切花)	チューリップ(球根)	ゆり(球根)	
コード番号	1660	1670	1680	1690	1700	
調査月	1~12	1~12	1~12	7~8	7	10~11
北海道	6~10					10~11
東北	青森					
	岩手					
	宮城		1~12			
	秋田					
	山形					
	福島	6~8				
関東	茨城					
	栃木			1~12		
	群馬			1~12		
	埼玉			1~12		
	千葉	1~12	1~12	1~12		
	東京		1~12			
	神奈川					
	山梨					
	長野	5~10				
	静岡		1~12	1~5	12	
北陸	新潟				7	11
	富山				8	
	石川					
	福井					
東海	岐阜					
	愛知		1~12	1~7		
	三重					
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
	和歌山	1~5	12	1~12		
中国・四国	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島			1~3	12	
	香川					
	愛媛					
九州	高知	1~5	12			
	福岡		1~12	1~8	10~12	
沖縄	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5	11~12		1~12	
	大分					
	宮崎			2~3		
	鹿児島					7
	沖縄			1~12		

類別	花 き				畜 産 物	
品目名	グラジオラス(球根)	洋らん(鉢物)	シクラメン(鉢物)	プリムラ類(鉢物)	鶏 卵	
コード番号	1710	1720	1730	1740	1750	
調査月	11	1~12	10~12	1~3 10~12	1~12	
北海道			10~11		1~12	
東北	青森				1~3	12
	岩手					1~12
	宮城			11~12		1~12
	秋田					
	山形					1~12
	福島			10~12	1~2	12
関東	茨城	11			12	1~3 12
	栃木		1~12		11~12	1~2 11~12
	群馬				11~12	1~12
	埼玉		1~12		11~12	1~3 11~12
	千葉	11	1~12			1~2
	東京				12	1~3
	神奈川					1~2 12
	山梨		1~12		11~12	
	長野				11~12	1~2 11~12
	静岡		1~12			1~12
北陸	新潟					1~12
	富山					1~12
	石川					1~12
	福井					1~12
東海	岐阜			11~12		1~12
	愛知		1~12		11~12	1~2 12
	三重		1~2	12		12
近畿	滋賀					1~12
	京都					1~12
	大阪					
	兵庫					1~12
	奈良				12	1~12
	和歌山					1~12
中国・四国	鳥取					1~12
	島根					1~12
	岡山		1~3	11~12		1~12
	広島					1~12
	山口					1~12
	徳島		1~3	12		1~12
	香川					1~12
	愛媛					1~12
九州	高知		1~3	12		1~12
	福岡		1	11~12	12	2
九州	佐賀					1~12
	長崎					1~12
	熊本		1~2	9~12		1~12
	大分					1~12
	宮崎		1~3	10~12		1~12
	鹿児島					1~12
沖縄		3~6				1~12

類別	畜産物				
品目名	生乳	去勢肥育和牛若齢	めす肥育和牛	乳用おす肥育 ホルスタイン種生後17~22か月	乳用肥育 交雫種生後22~29か月
コード番号	1760	1770	1780	1790	1800
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12			1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	
北陸	新潟 富山 石川 福井	1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12
東海	岐阜 愛知 三重	1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12		
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12		1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
沖縄	沖縄	1~12	1~12	1~12	

類別	畜産物					
	品目名	肥育豚	ブロイラー	ホルスタイン 純粹種めす	乳子牛ホルスタイン種 おす生後7~10日	乳子牛交雑種 生後7~10日
コード番号	1820	1830	1850	1860	1870	
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12	
北海道	1~12		1~12	1~12	1~12	
東北	青森	1~12	1~12			
	岩手	1~12	1~12		1~12	1~12
	宮城	1~12	1~12			
	秋田	1~12				
	山形	1~12				
	福島	1~12	1~12		1~12	
関東	茨城	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
	栃木	1~12		1~12	1~12	1~12
	群馬	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
	埼玉	1~12				
	千葉	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
	東京					
	神奈川					
	山梨	1~12				
	長野	1~12				
	静岡	1~12	1~12			
北陸	新潟	1~12			1~12	
	富山	1~12				
	石川	1~12				
	福井	1~12	1~12			
東海	岐阜	1~12	1~12			
	愛知	1~12	1~12		1~12	1~12
	三重	1~12				
近畿	滋賀					
	京都		1~12			
	大阪					
	兵庫		1~12	1~12	1~12	1~12
	奈良	1~12	1~12			
	和歌山		1~12			
中国・四国	鳥取	1~12	1~12		1~12	1~12
	島根	1~12			1~12	1~12
	岡山	1~12	1~12		1~12	1~12
	広島	1~12				
	山口	1~12	1~12			
	徳島	1~12	1~12			
	香川	1~12	1~12	1~12		
	愛媛	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
	高知		1~12			
九州	福岡	1~12	1~12		1~12	
	佐賀	1~12	1~12			
	長崎	1~12	1~12		1~12	1~12
	熊本	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
	大分	1~12	1~12		1~12	1~12
	宮崎	1~12	1~12			
	鹿児島	1~12	1~12	1~12		
沖縄	沖縄	1~12	1~12			

類別		畜産物			
品目名	乳子牛肥育用乳用おす ホスルタイン種生後6~7か月程度	乳子牛肥育用乳用 (交雑種)生後8か月程度	和子牛 めす	和子牛 おす	子豚
コード番号	1880	1890	1900	1910	1920
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道	1~12	1~12	1~12	1~12	
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島		1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡			1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12
北陸	新潟 富山 石川 福井				
東海	岐阜 愛知 三重		1~12 1~12	1~12	1~12 1~12
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山			1~12	1~12
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島			1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12	1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12 1~12
沖縄				1~12	1~12

類別	畜産物		稲わら及び加工品	野菜	
品目名	乳用成牛 ホルスタイン純粹種	肉用成牛 繁殖用めす和成牛	稲わら	きゅうり	なす
コード番号	1930	1940	1980	2010	2020
調査月	1~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道	1~12	1~12		6~9	
東北	青森			7~9	
	岩手	1~12	1~12	7~9	7~9
	宮城			10~11	6~9
	秋田			4~10	
	山形			7~10	7~9
	福島			5~9	7~9
関東	茨城	1~12		6~9	7~10
	栃木			7~9	7~10
	群馬			11~12	3~6
	埼玉			9~11	5~9
	千葉	1~12		3~6	10~11
	東京			10	4~9
	神奈川			4~10	7~9
	山梨			4~6	9~10
	長野	1~12		10~12	7~10
	静岡			6~9	
北陸	新潟			2~7	9~10
	富山			9~10	6~9
	石川		1~2	5~8	7~9
	福井		10~12	5~6	7~9
東海	岐阜	1~12		5~8	7~9
	愛知			3~9	2~8
	三重			1~6	11~12
近畿	滋賀			4~8	5~8
	京都			10~12	6~9
	大阪				7~10
	兵庫				4~8
	奈良			6~10	7~10
	和歌山			5~9	6~10
中国・四国	鳥取			4~9	5~9
	島根			1~12	6~9
	岡山			5~9	6~8
	広島			6~8	1~3
	山口			6~9	9~12
	徳島			5~6	7~9
	香川	1~12	1~12	1~7	5~10
	愛媛			4~11	3~10
	高知			3~10	6~10
九州	福岡			1~3	1~6
	佐賀			12	1~6
	長崎	1~12	10	2~9	1~7
	熊本	1~12	10~11	2~9	2~8
	大分	1~12	11~12	1~8	2~9
	宮崎		5~9	1~5	7~9
	鹿児島	1~12	1~12	1~5	11~12
沖縄				1~5	3~7
				12	4~11
				1~7	1~7
				12	12

類別		野菜				
品目名	トマト	かぼちゃ	すいか	いちご	ピーマン	
コード番号	2030	2050	2060	2070	2080	
調査月	1~12	1~11	1~8	1~7	12	1~12
北海道	7~9	8~11	7~8	5~7	7~10	
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	7~9 7~9 5~10 7~10 6~8 6~9		8 5~6 2~5 7~8 7~8 1~4	1~4 7~10 1~4 1~4 4~5 12	1~4 7~10 1~4 1~4 7~10
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡	5~10 3~7 4~9 3~6 3~7 5~7 3~7 5~6 7~9 1~6	6~7 6~7 4~6 6~7 6~7 6~7 6~7 9~11 6~7 6~7	5~7 1~5 1~4 1~4 6~7 1~5 7~8 7~8 3~6 6~7	1~4 1~5 1~4 1~4 1~5 1~4 7~9 8~9 1~4 12	4~7 9~11
北陸	新潟 富山 石川 福井	6~7 6~8 6~10 6~7	9~10 6~7 7~8 9~10	7~8 8 7 7		
東海	岐阜 愛知 三重	6~10 1~6 1~7			1~4 2~5 1~5	
近畿	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	5~7 5~10 6~10 4~9 5~8 5~10	10~12 7~11	7~8 8 7 6~8 7~8 6~7	2~5 2~5 2~5 1~5 2~5 1~5	7~10
中国・四国	鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	5~9 5~9 8 7~9 7~10 徳島 4~12 7~10 1~6		7 3~5 1~3 7~9 1~5 1~4 12 6~7 1~5 4~6	1~5 1~5 1~3 1~5 1~5 1~4 12 2~5 7~9 1~6 12	
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	2~6 2~6 2~6 1~6 7~10 1~6 2~5 2~6	11~12 6~7 6~7 6~7 7~8 1~7 5~7 4~5	6~7 6~7 6~7 4~6 7~8 6~8 1~7	1~5 1~4 1~4 1~4 1~4 1~5 1~5 1~6	12 12 12 12 6~10 1~5 11~12 1~6

類別	野菜				
品目名	アンデスマロン	温室メロン	スイートコーン	オクラ	はくさい
コード番号	2090	2100	2150	2165	2170
調査月	4~8	12	1~12	2~9	6~12
北海道			8~9		7~11
東北	青森				6~11
	岩手		8~9		6~11
	宮城				1~2 5~6 10~12
	秋田				10~12
	山形	7~8			10~12
	福島				1~2 10~12
関東	茨城	5~6		6~7	1~2 4~5 11~12
	栃木				1~2 11~12
	群馬		7~8	6~10	1~2 9~12
	埼玉		6~7		1~3 11~12
	千葉		6~8		11~12
	東京				
	神奈川		6~7		1 12
	山梨		6~7		
	長野		7~8		7~10
	静岡		1~12	6~7	1~2 12
北陸	新潟	7~8			6 10~12
	富山				11~12
	石川				11
	福井	7			
東海	岐阜				1 10~12
	愛知		7~9	6~7	1~2 11~12
	三重				1 11~12
近畿	滋賀				1~2 11~12
	京都	8			10~12
	大阪				
	兵庫				1~3
	奈良				1~2 10~12
	和歌山				1~2 11~12
中国・四国	鳥取				1~3 11~12
	島根				1 10~12
	岡山				1~5 11~12
	広島				1~2 11~12
	山口				11~12
	徳島				1~2 11~12
	香川				
	愛媛				1~3 11~12
	高知		4~8		6~10
九州	福岡			7~10	1~4 11~12
	佐賀				1~3 11~12
	長崎		5~6		3~4
	熊本	4~6	12	6~7	6~10
	大分			7~8	1~3 11~12
	宮崎				1~2 11~12
	鹿児島	4~6			6~12
	沖縄			2~5	6~12

類別		野菜					
品目名		キャベツ	レタス	ほうれんそう	ねぎ	たまねぎ	
コード番号		2180	2190	2200	2210	2240	
調査月		1~12	1~12	1~12	1~12	1~12	
北海道		7~11	5~9	5~10	7~10	1~2	9~12
東北	青森	7~11				9~12	
	岩手	6~9	6~9	5~10		9~12	
	宮城	5~7	10~11	4~6	10~12	1~6	11~12
	秋田	6~7	9~11			6~9	
	山形	6~12			1~3	12	9~12
	福島	6~11			1~6	10~12	1~3
関東	茨城	5~7	10~11	4~5	10~11	1~12	7~12
	栃木			3~4	10~11	1~2	8~12
	群馬	7~10		6~9		1~4	10~12
	埼玉	1~6		12	2~5	1~4	11~12
	千葉	1	4~6	11~12	3~4	1~4	10~12
	東京	5~6	10~11			1~5	10~12
	神奈川	1~5		11~12	4~6	1~4	10~12
	山梨						
	長野	7~10			6~9	6~10	
北陸	静岡	1~4		11~12	1~3	11~12	1~3
	新潟	7		10~12		4~6	10~11
	富山	5~6	11			4~6	10~11
	石川	5~6				5~7	10~11
	福井					4~6	9~11
東海	岐阜	4~6	8~11			5~10	
	愛知	1~4		12	1~3	11~12	1~9
	三重	1~6		12		1~4	11~12
近畿	滋賀	1~3		10~12		1~6	10~12
	京都	5~6		11~12		1~5	11~12
	大阪	1~4					1~12
	兵庫	3~6		11~12	1~5	11~12	1~12
	奈良	2~6		10~12		1~5	10~12
	和歌山	1~4				8~10	5~8
中国・四国	鳥取	1~4		11~12		1~6	9~12
	島根	1~6		10~12		1~5	10~12
	岡山	1~5		11~12	1~5	11~12	
	広島	1~2		12		1~6	10~12
	山口	1~5		11~12		1~12	
	徳島	1~5		11~12	1~3	12	1~4
	香川	1~6		11~12	1~5	11~12	1~5
	愛媛	1~6		11~12	1~4	12	1~4
	高知						1~12
九州	福岡	1~6		11~12	1~5	11~12	1~4
	佐賀	1~5		11~12	1~5	11~12	1~6
	長崎	1~6		12	1~4	11~12	1~5
	熊本	7~11			1~3	12	1~5
	大分	5~12				1~5	11~12
	宮崎	4~6		11~12		1~6	11~12
	鹿児島	1~5		11~12	1~3	12	1~5
沖縄		1~5		1~4	12	1~5	12

類別		野菜				
品目名	にら	しゅんぎく	にんにく	ブロッコリー	アスパラガス	
コード番号	2250	2260	2270	2280	2290	
調査月	1~12	1~5 10~12	1~12	1~12	1~9	
北海道				7~10	5~7	
東北	青森		1~12			6~7
	岩手		6~8			5~7
	宮城	5~7	1~3 10~12			
	秋田					5~9
	山形	6~9				5~6
	福島	1~4 10~12	1~3 10~12	6~10~11	5~9	
関東	茨城	1~12	1~3 10~12	1~6 10~12		
	栃木	1~12	1~3 11~12			
	群馬	1~12	1~2 10~12	1~3 11~12	1~3	
	埼玉		1~2 10~12	1~5 11~12		
	千葉	1~12	1~3 10~12	1~2 11~12		
	東京			11~12		
	神奈川		1 11~12	1~3 11~12		
	山梨					
	長野			6~10	5~9	
	静岡			1~3 11~12		
北陸	新潟					5~7
	富山					
	石川					
	福井					
東海	岐阜					
	愛知			1~4 11~12		
	三重					
近畿	滋賀		1~3 11~12			
	京都		1~3 10~12			
	大阪		1~4 10~12			
	兵庫		1~3 10~12			
	奈良					
	和歌山		12	1~3 12		
中国・四国	鳥取			1~2 10~12		
	島根			1~3 10~12		
	岡山					
	広島					4~9
	山口					
	徳島			1~3 12		
	香川		5~6	1~4 12	3~9	
	愛媛			1~3 11~12		
	高知	1~12		1~4 12		
九州	福岡	4~12	1~5 10~12	1~5 11~12		
	佐賀					3~9
	長崎	1~4	12			3~8
	熊本			1~5 11~12	4~8	
	大分	1~12		1~3 12		
	宮崎	1~12				
	鹿児島			1~3 11~12		
	沖縄	2~10				

類別		野菜					
品目名		みつば	こまつな	チンゲンサイ	おおば	だいこん	
コード番号		2300	2310	2320	2375	2380	
調査月		1~12	1~12	1~12	1~12	1~12	
北海道		1~2	12	6~10	6~10		7~10
東北	青森						7~9~11
	岩手						8~11
	宮城	1~6	11~12				5~7~10~11
	秋田						9~11
	山形						11~12
	福島			1~12			10~12
関東	茨城	1~4	11~12		1~12	1~12	4~6~10~12
	栃木						5~10~12
	群馬	1~12		1~12			7~12
	埼玉	1~12	1~12	1~12			4~6~11~12
	千葉	1~12	1~12				3~5~11~12
	東京		1~12				5~11~12
	神奈川		1~12				1~3~12
	山梨						
	長野			5~10			8~11
北陸	静岡	1~12		1~12			1~3~12
	新潟						10~12
	富山						6~10~12
	石川						10~11
東海	福井						5~10~11
	岐阜		1~12				3~12
	愛知	1~12	1~12	1~12	1~12	1~5	11~12
近畿	三重						1~11~12
	滋賀						1~4~10~12
	京都		3~11				11~12
	大阪	3~12	1~12				
	兵庫			1~7~10~12			1~5~10~12
	奈良						1~2~10~12
中国・四国	和歌山						1~2~12
	鳥取						1~2~10~12
	島根						1~3~10~12
	岡山						1~4~10~12
	広島						6~11
	山口						6~11
	徳島						1~3~12
	香川						1~5~11~12
	愛媛						8~11
九州	高知				1~12		
	福岡	1~12					1~5~12
	佐賀						1~4~11~12
	長崎						1~4~12
	熊本						1~3~10~12
	大分	1~12			1~12	1~6	11~12
	宮崎						1~2~11~12
鹿児島							1~2~11~12
沖縄				1~12		1~4	12

類別		野菜							
品目名		にんじん		ごぼう		さといも		かぶ	
コード番号	2390	2400		2410		2420		2430	
調査月	1~12	1~12		1~4 6~12		1~12		1~12	
北海道	8~10	9~12		5~8		10~12			
東北	青森	7~11	1~2		9~12	6~9		1~12	
	岩手	7~9	9~12		9~10	1~6		11~12	
	宮城				9~10				
	秋田								
	山形					1~10~12		11~12	
関東	福島		1~3		9~12				
	茨城	1~3	11~12	1~4	9~12	1~2	10~12	1~6	10~11
	栃木		1~3		10~12	9~12			
	群馬		6~9			1~2		11~12	
	埼玉	1~2	5~6	12	1~5	7~8	12	1~3	10~12
	千葉	1~3	6	11~12	1~4	10~12	1~4	9~12	3~5
	東京							10~12	
	神奈川	1~4		12	2~3	11~12		1~5	11
	山梨								
	長野							1~7	
北陸	静岡	4~6				1~2	9~12	1~3	11~12
	新潟	9~11			9~12	1~2	9~12	5~6	10~11
	富山					10~11		10~12	
	石川							11~12	
東海	福井						10~12		
	岐阜	5~6	11~12					3~4	11
	愛知	1~3		12		1	11~12		11~12
近畿	三重					1~2	10~12	1	11~12
	滋賀							1~4	10~12
	京都	6~7					10~12	1~2	11~12
	大阪							1~3	
	兵庫	6~7				1	10~12	1~3	10~12
	奈良		5~6			1~2	9~12	10~12	10~12
中国・四国	和歌山	6~7							
	鳥取	1~3	11~12						3~5
	島根						10~12	1~10~12	
	岡山		6~8						
	広島								
	山口								
	徳島	4~5						1~3	11~12
	香川	1~3	11~12			1~2	10~12		
九州	愛媛	1~5~8	11~12			1~2	9~12		1~3
	高知								11~12
	福岡	5~7						1~2	11~12
	佐賀					1~2	10~12		
	長崎	1~5	11~12						
	熊本	1~3	5~6	12	4~5		1~3	10~12	
沖縄	大分	1~6	11~12	5~6		1~3		12	
	宮崎	2~5				5~12	8~9		
	鹿児島	1~4		12	2~3	6~9	12	1~2	6~8
	沖縄	2~8				3~4	6		

類別		野菜					
品目名	れんこん	しょうが	さやえんどう	きやいんげん	えだまめ		
コード番号	2440	2450	2460	2470	2480		
調査月	1~5 8~12	1~12	1~12	1~12	6~10		
北海道			7~9	7~9	8~9		
東北	青森						
	岩手		6~7	7~9	8~9		
	宮城			6~9	7~9		
	秋田				7~9		
	山形			6~9	8~10		
	福島		5~7	7~9			
関東	茨城	1~3 9~12	1~9	12	5~6	6~7 10	6~7
	栃木						
	群馬					5~9	7~8
	埼玉						6~8
	千葉		4~12		5~6	5~7	6~8
	東京						6~8
	神奈川					6~7	6~8
	山梨						
	長野				7	7~9	
	静岡		10~11		2~5	5~7	6~8
北陸	新潟	2~3 8~12				7~10	6~8
	富山						
	石川	9~12					
	福井						
東海	岐阜					7	6~9
	愛知	1~3 10~12		1~4			6~8
	三重						
近畿	滋賀			5~6	5~7		
	京都			5~6	6~10	7~9	
	大阪						6~8
	兵庫	1~3 9~12					8~9
	奈良			5~6	6~9		
	和歌山	6~10	1~4	12	5~10		
中国・四国	鳥取						
	島根						
	岡山	1~3 9~12					
	広島			4~5 10~12			
	山口	1~3 9~12					
	徳島	1~5 9~12		4~5	6~9	6~8	
	香川			5	5~10		
	愛媛			5~6			6~8
	高知	4~12			1~6 12		
九州	福岡			5~6	6~10		
	佐賀	1~4 8~12			5~10		
	長崎		7~12		6~10~11		
	熊本	1~3 9~12	4~10	4~5	4~7 10~11		
	大分						
	宮崎		4~8				
	鹿児島			1~4 12	3~6 10~12		
沖縄					1~4 12		

(2) 價格調査のみ品目

類別	豆		果 実	畜 産 物	
品 目 名	いんげんまめ 大手亡	いんげんまめ 金時	パインアップル	乳 廃 牛	繭 春 蚕
コード番号	1150	1160	1480	1810	1950
調査月	10~12	10~12	6~ 9	1~12	5~ 8
北 海 道	10~12	10~12		1~12	
東 北	青 森				
	岩 手			1~12	7
	宮 城				
	秋 田				
	山 形				
	福 島				
関 東	茨 城			1~12	
	栃 木				6~ 7
	群 馬				6
	埼 玉				6
	千 葉				
	東 京				
	神 奈 川				
	山 梨				7
	長 野				6~ 7
	静 岡				
北 陸	新潟				
	富 山				
	石 川				
	福 井				
東 海	岐 阜			1~12	
	愛 知				
	三 重			1~12	
近 畿	滋 賀				
	京 都				
	大 阪				
	兵 庫			1~12	
	奈 良				
	和 歌 山				
中 国 ・ 四 国	鳥 取				
	島 根				
	岡 山				
	広 島			1~12	
	山 口				
	徳 島				
	香 川				
	愛 媛				7~ 8
	高 知				
九 州	福 岡				
	佐 賀				
	長 崎				
	熊 本			1~12	
	大 分			1~12	
	宮 崎			1~12	
	鹿 児 島				
沖 繩			6~ 9	1~12	

類別	畜産物		野菜	
品目名	繭 初秋蚕	繭 晚秋蚕	白ねぎ	青ねぎ
コード番号	1960	1970	2220	2230
調査月	7~10	9~12	1~12	1~12
北海道			7~10	
東北	青森			9~12
	岩手	7~8	9~10	9~12
	宮城			5~12
	秋田			9~12
	山形			9~12
	福島		1~3	10~12
関東	茨城			7~12
	栃木	7~8	9~10	1~8~12
	群馬	8	10	1~3~9~12
	埼玉	7~8	9~10	1~4~11~12
	千葉			1~12
	東京			
	神奈川			1~3~10~12
	山梨	8	10	
	長野	8	9~10	
	静岡		1~3	12
北陸	新潟			10~12
	富山			8~12
	石川			8~12
	福井			9~12
東海	岐阜		9~10	10~12
	愛知			1~9~12
	三重			1~9~12
近畿	滋賀			4~12
	京都			1~12
	大阪			1~12
	兵庫			1~12
	奈良			1~12
	和歌山			
中国・四国	鳥取		1~12	
	島根			7~12
	岡山			
	広島			1~12
	山口			1~12
	徳島			
	香川			1~10
	愛媛	9~10	11~12	1~6~12
	高知			1~12
九州	福岡			1~12
	佐賀			1~6~12
	長崎		1~5~9~12	
	熊本			1~3~10~12
	大分		1~7~11~12	
	宮崎			
	鹿児島		1~6~12	
沖縄				

## 農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月

類	品 目 名	必 須 調 査 期 間	
種 苗 及 び 苗 木	種 も み	1~5 月	12 月
	き ゆ う り 種 子	1~6	9~12
	す い か 種 子	1~4	10~12
	メ ロ ン 種 子	1~4	
	結 球 は く さ い 種 子	4~10	
	キ ヤ ベ ツ 種 子	1~3	7~12
	ね ぎ 種 子	1~9	
	た だ ま ね ぎ 種 子	7~9	
	だ だ い こ ん 種 子	6~10	
	に ん じ ん 種 子	3~9	
	種 ば れ い し よ	1~3	12
	飼 料 用 と う も ろ こ し 種 子	3~7	
	イ タ リ ア ナ ラ イ グ ラ ス 種 子	1~3	10~12
	チ モ シ 一 種 子	4~10	
水 き な ト メ 蚕	水 稲 苗	4~7	
	き ゆ う り 苗	4~6	
	な す 苗	4~6	
	ト マ 苗	4~6	
	メ 口 苗	2~5	
	蚕 種	5~9	
賃 借 料 及 び 料 金	水 稲 耕 起・代 か き 料 金 (ト ラ ク タ 使用)	4~7	
	田 植 料 金 (田 植 機 使 用)	4~7	
	稻 刈 料 金 (コ ン バ イ ン 使 用)	9~11	
	も み す り 賃	9~11	
	共 同 施 設 料 (稻)	1~3	9~12
	共 同 施 設 料 (麦)	6~10	
	共 同 施 設 料 (野 菜)	4~10	
	共 同 施 設 料 (果 実)	1~3	10~12

## 調査客体配付用品一覧

番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳
1	農業物価統計調査 調査のあらまし	○	○	11	11～12月	(2,369(一般農産物生産者価格調査客体数)+1,329(農業生産資材価格調査客体数))×1.05=3,880
2	農業物価統計調査調査票 (他計調査用)	○	○	11	11～12月	(1,400(一般農産物生産者価格調査客体数)+810(農業生産資材価格調査客体数))×2×1.05=4,640
3	農業物価統計調査調査票 (自計調査用)	○	○	11	11～12月	(970(一般農産物生産者価格調査客体数)+520(農業生産資材価格調査客体数))×12×1.05=18,800
4	農業物価統計調査 送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	×	11～12月	(2,369(一般農産物生産者価格調査客体数)+1,329(農業生産資材価格調査客体数))×1.05=3,880
5	農業物価統計調査 返信用封筒(調査票を郵送で回収する場合)	×	○	×	11～12月	郵送で回収を希望する調査客体に配付
6	農業物価統計調査 記入の仕方(他計調査用)	○	○	11	11～12月	調査員調査を行う場合、調査員に配付 233(平成19年度調査員数)×3(一般・野菜・資材用)×1.05=730
7	農業物価統計調査 記入の仕方(自計調査用)	○	○	11	11～12月	(970(一般農産物生産者価格調査客体数)+520(農業生産資材価格調査客体数))×1.05=1,560
8	オンライン調査協力のお願い	○	○	11	11～12月	(2,369(一般農産物生産者価格調査客体数)+1,329(農業生産資材価格調査客体数))×1.05=3,880
9	オンライン調査操作ガイド	○	○	11	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付
10	オンライン調査操作ID、パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付

## 価格変動要因等整理表

平成 年 月

枚 の 枚 目

農政局

農政事務所

センター

類区分(品目名)	コード	騰落率(%)		価格の変動要因、市場の動向等
		対前年	対前月	
りんご(つがる)	1230	20.0	20.0	前月からの大雨で生育が遅れ当月の出荷量が少ないため価格上昇。
なし(幸水)	1330	20.0	20.0	競合するりんごが、主産地の台風被害により出荷量が少なく代替としての需要が多いため前年(前月)に比べ価格上昇。
くり	1410	—	20.0	前年天候良好で出荷量が多く、価格が安かつたため前年に比べ価格上昇。
い草	1550	0.0	△ 20.0	中国産の輸入量増加により国内産の需要が減ったため価格低下。
きく	1580	20.0	20.0	前月日照時間が少なく生育が遅れ当月の出荷量が少なく、彼岸等の需要もあり前年(前月)より価格上昇。
乳用肥育交雑種	1800	△ 5.0	△ 20.0	前年はBSE発生による米国産牛肉の輸入禁止により、国内産牛肉の需要が高く高値だったが、今年になつて輸入が解禁になり、価格も徐々に落ち着いてきているため、前年(前月)に比べ価格低下。
きゅうり	2010	20.0	20.0	生育期の天候不順により着果数が少なく、出荷量が少ないため前年(前月)に比べ価格上昇。
ピーマン	2080	△ 20.0	△ 5.0	天候不順により生育が遅れ前月などは出荷量が少なく価格は高かったが、当月は天候良好で生育が進み、出荷量が増えたため前年(前月)に比べ価格低下。
キャベツ	2180	20.0	△ 10.0	本年天候良好で生育良く出荷量が増え、価格が大幅に低下したことから前月産地廃棄があり、前年と比べ価格は上昇したものの、前年よりは依然安値である。
尿素	3440	5.0	5.0	原油価格上昇のため価格上昇。
配合飼料(肉牛肥育用)	3810	5.0	5.0	全農の配合飼料供給価格が上昇したため価格改定。
にんじん種子	3100	30.0		22年3月調査客体の変更のため。 そ及月21年9月、そ及価格 3,000円
くわ	4210	5.0	0.0	22年3月、調査品目製造中止に伴う細部銘柄の変更により接続価格2,400円での報告。 (新銘柄3月1,200円、2月1,000円 変動率120%、旧銘柄2月報告価格2,000円 × 120% = 2,400円)

注:価格が大きく変動した品目、特異な動向を示した品目等についてその要因を整理する。

## (秘) 平成 年 月 農業物価統計調査 調査不能状況

都道府県
------

No.

No	月日	調査票の指標欄		調査不能となった理由等	備考
		整理番号	指定先番号		
/	/			<記入例①> 12月末をもつて廃業することとなつたため、1月から調査が不可能となつた。(調査品目は〇〇)	
/	/			<記入例②> 調査品目A、B、C及びDのうち、Bについて、〇月から取扱いを中止することとなつた。	
/	/				
/	/				
/	/				

## (秘) 平成 年 月 農業物価統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況

都道府県	
------	--

調査票の指標欄					No.		
No	月日	応対時刻	整理番号	指定先番号	苦情等・照会内容	応対内容	備考
/					<記入例①> 調査日に調査品目の取扱いがなかったがどうすればよいか。	<記入例①> 土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近日を調査日としますので、○日の価格を記入してください。	
/					<記入例②> 調査票に記入する価格について、消費税の取扱いはどうすればよいか。	<記入例②> 本調査では、消費税込みの価格を調査していますので、消費税込みの価格を記入してください。	
/					<記入例③> 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。	<記入例③> 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。	
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							

☆太線で囲まれた部分を記入し、調査票と一緒に提出してください。  
 (※の部分は職員が記入しますので、記入しないでください。)

※都道府県・センターコード	.....	.....
※ 調査年月	.....	.....

### 農業物価統計調査 調査票提出枚数等確認票

調査票提出枚数	.....	枚
提出年月日	.....	.....
※受理年月日	.....	.....

調査員名	.....
※担当者名	.....

No.	※整理番号	訪問又は電話の記録												※品目数	報告件数	※過不足	※点検
		日	時	分	頃	日	時	分	頃	日	時	分	頃				
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合 計																	

都道府県	
------	--

(秘) 平成 年 月 農業物価統計調査 督促状況

別紙 15

No. \_\_\_\_\_

調査票の指標欄		督促状況		回収方法(該当方法に○をつける)				備考
整理番号	指定先番号	督促日	内容	年月日	調査員	FAX	オンライン	
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					
/	/	/	/					

## (秘) 平成 年 月 農業物価統計調査 疑義照会状況

都道府県

No.	月日	応対時刻	調査票の指標欄		照会内容	回答内容	備考
			整理番号	指定先番号			
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		
/					/		

## 農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省農業物価統計調査事務局

日頃より、農業物価統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、農業経営に直接関係のある農産物及び農業生産資材の物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願ひいたします。

さて、本調査は、平成22年より、パソコンを利用したインターネットによるご回答（以下、「オンライン調査」と称します。）が可能となります。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願ひいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配付させていただきます。

### 【お問い合わせ先】

農林水産省農業物価統計調査事務局

TEL： 担当者：

# オンライン調査のご案内

## ◇ オンライン調査の特徴

### ○ すべての作業がパソコン画面上で行えます。

調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。

### ○ 皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

### ○ セキュリティは確保されます。

このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配付されます。

このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。

なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

## ◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

### ○ インターネット接続環境

ISDN回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

### ○ パソコン環境

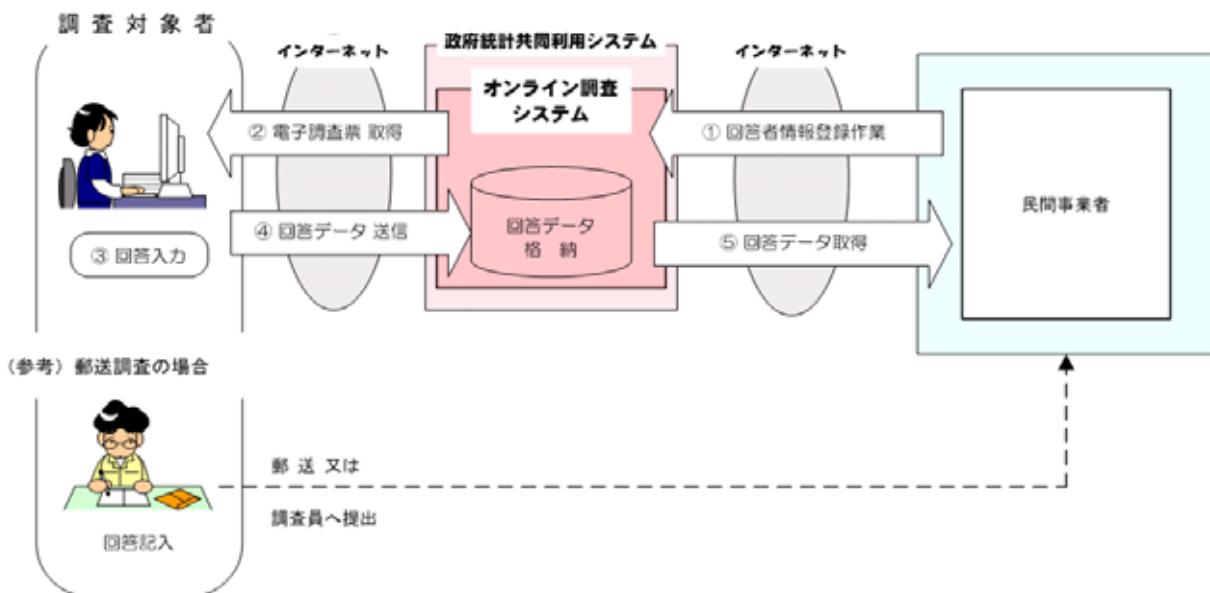
OS : Windows Vista(SP1)、Windows XP(SP2)  
Windows 2000(SP4)

インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 7.0  
Internet Explorer 6.0

PDF閲覧ソフト : Adobe Reader 7.0.9以上

(Adobe Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロードできます。現在の最新版は「Adobe Reader 8.1」になります。)

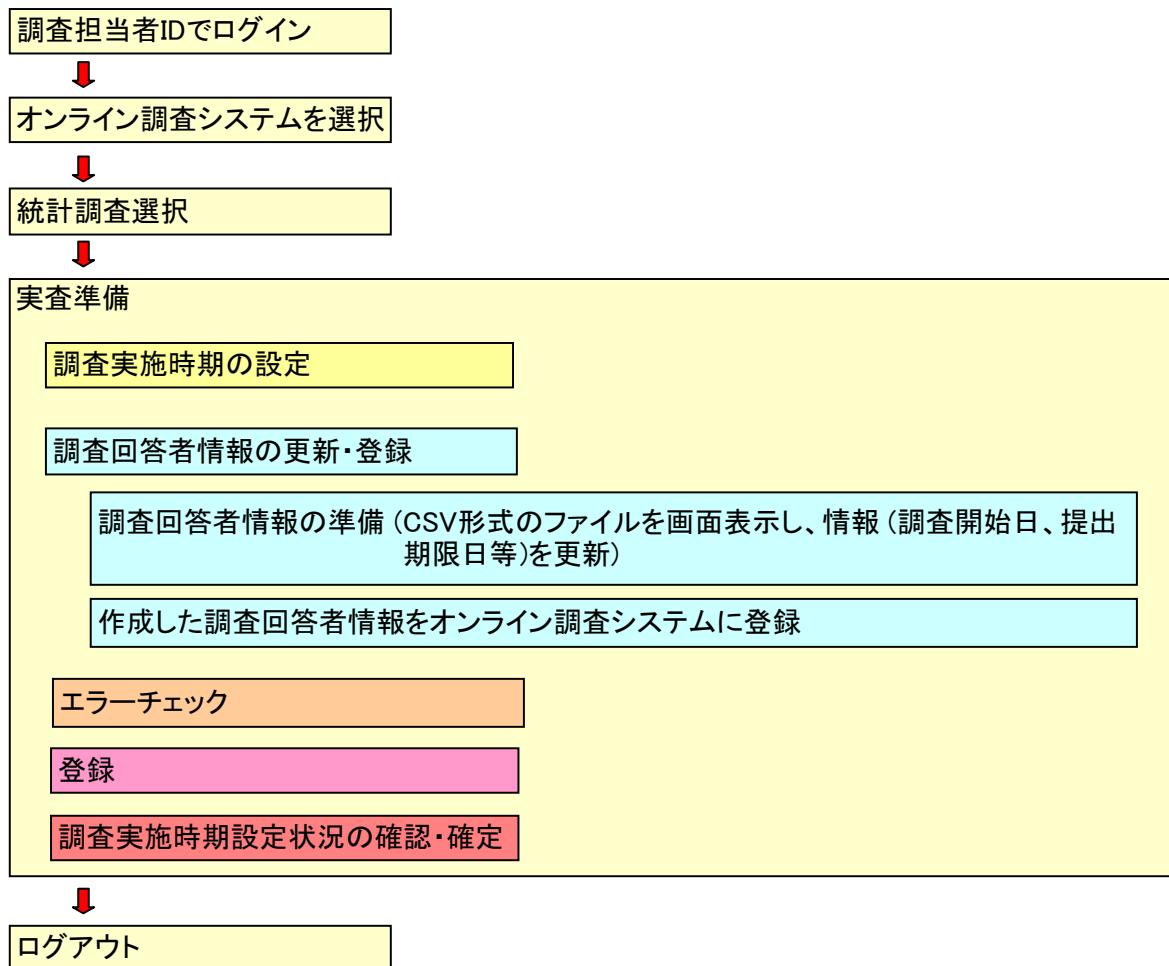
## ◇ オンライン調査のイメージ図



注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

**農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業  
及び調査客体からの回答データ取得作業の手順**

**1. 回答者情報登録作業**



**2. 回答データ取得作業**

